

現地確認チェック表

(技術的事項)

項目	確認内容	備考
屋根の耐震性 (屋根荷重)		積雪荷重を踏まえた上で太陽光パネルは設置できるか
屋根材 (屋根材メーカー)		
電柱の確認 (連系地点距離)	電柱番号 屋根からの距離 m	
・屋根の高さ (1.3mを超えていないか)	m	モジュールメーカーの設置基準を考慮する必要がある
接続箱設置にかかる建物への壁穴は容認できるか		
パワコン設置場所の確認	m ²	

(設計図書)

項目	確認内容 (書類の有無)	備考
屋根伏図 (平面図)	屋根面積 m ² (南向き面)	
断面図		
立面図		
矩計図 (屋根回り部分詳細図)		
構造計算書		
施設全体配置図		

(地域合意)

項目	確認内容	備考
反射の影響 (周囲に建物)		
施設利用者への説明方法		
施設管理者の課題・懸念事項		
施設へのメリット		太陽光導入によるメリット

(現場写真)

施設全景	屋根形状	パワコン設置場所	電柱番号 (連系点)	施設周辺

(総括/設置可能性の判断)

事前相談 依頼票

(容量面から評価した連系制限有無確認依頼)

依頼日 平成 年 月 日

中部電力株式会社 御中

依頼者	会社名				
	所在地				
	所属・担当者		電話番号		
	E-mail		FAX		
発電設備設置場所の住所					
発電設備の種類	太陽光	希望連系点 ^{※1}	高圧連系	電柱番号	
発電設備容量	kW		特高連系		
最大受電電力 ^{※2}	kW	希望受電電圧 ^{※3}		6 kV	

※1 希望する連系点がありましたら、電柱番号・送電線名等をご記入ください。

※2 電力系統側に流出する最大電力（発電設備容量－自家消費電力）をご記入ください。
（自家消費電力が不明の場合は記入不要です。）

※3 連系を希望する電圧をご記入ください。

（添付資料）

- ・ 発電設備設置場所の位置図

・

・

<注意事項>

- ・ 依頼票1枚につき1箇所の連系点について確認いたします。
- ・ 依頼に対する回答は以下のとおりです。

【高圧連系】

- (1) 容量面から評価した最大受電電力に対する連系制限の確認結果
（配電用変電所の変圧器（バンク）における連系制限の有無）
- (2) 容量面から評価したバンク逆潮流発生の確認結果
- (3) 変電所での対策工事を行わない場合の最大受電電力
- (4) 連系点(想定)[※]から連系予定変電所までの既設配電線路互長
※ 連系点(想定)とは、希望連系点または現時点において想定される連系点を表しています。

【特高連系】

- (1) 容量面から評価した最大受電電力に対する連系制限の確認結果
（送変電設備の熱容量から評価した連系制限の有無）
- (2) 連系制限ありの場合の容量面から評価した最大受電電力
- (3) 発電設備設置場所から連系点(想定)[※]までの直線距離
※ 連系点(想定)とは、希望連系点または現時点において想定される連系点を表しています。

- ・ 本票による依頼に対する費用は不要です。
- ・ 本票により得た依頼者等の情報については、連系制限有無確認および申込状況の管理以外には利用いたしません。

以上

県有施設省エネ改修等協議書

平成 年 月 日

所属名	
担当者（職・氏名）	
連絡先tell	

1	施設名 (〇〇棟)
2	場 所
3	<p>計画の概要</p> <p>(1) 事業の目的 未利用スペースの屋根を太陽光発電事業者へ貸出し、賃料収入による新たな財源の確保及び施設機能向上を目的とした屋根借り事業者による施設への貢献策を期待する。</p> <p>(2) 工事内容 民間事業者が施設屋根に太陽光パネル等を設置する。 屋根を借り受ける事業者を公募により決定する。 賃借料、太陽光パネルの設置工法、施設への貢献策等の提案で評価の高いところを選定。（公募型プロポーザル）</p> <p>(3) 施設の構造・規模 築年数、屋根材、評価額、貸し出す屋根面積の概算を記載願います。</p> <p>(4) 予定スケジュール （ 設計 平成 年 月 ~ 平成 年 月 ） 工事 平成 年 月 ~ 平成 年 月 </p> <p>(5) 概算工事費等 県負担はなし</p> <p>(6) 施設・設備の環境負荷低減対策 屋根借り事業者の提案による</p>

(注) 1 当該年度以降に実施する予定の事業について記載してください。
 2 「計画の概要」については、提出時点での大枠・粗々の内容を記載いただければ結構です。
 3 他に資料等（図面や経緯が分かるもの）があれば、添付してください。

行政財産貸付協議書

文書番号
平成 年(年) 月 日

(主管課 経由)
総務部長 様

住所
施設管理者名

印

下記のとおり行政財産を貸し付けたいから協議します。

記

貸付財産の内容 (地目、構造、数量等)	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇棟屋根 m^2 ・土地 (受変電設備設置用地) m^2 ・建物構造
相手方の住所及び氏名	公募型プロポーザルにより決定する
使用目的	民間事業者に屋根を貸して、民間事業者が太陽光発電を行う。 太陽光発電設備に附帯するパワーコンディショナー置場として土地の一部を貸し付ける。
貸付料の額 及びその算出方法等	<p>貸付料 屋根 円/m^2以上 土地 円</p> <p>積算方法 別紙 算定式のとおり</p>
貸付期間	契約締結日 (発電開始) から20年間

(添付書類)

- 1 募集要領
- 2 関係図面
- 3 契約書案

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾 県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル 募集要領

1 目的

長野県（以下「県」という。）において、自然エネルギーの普及を地域経済の活性化に結びつけるためには、地域の人材、技術、資金等を活用した地域主導型の自然エネルギー事業を進めることが重要である。

本事業は、県有施設（施設名称）の屋根をまとめて地域の事業主体へ貸し出し、地域の発電事業者が太陽光発電所を運営するものである。

本要領はこのような「地域の事業主体」（以下「事業候補者」という。）を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定める。

2 事業候補者の選定

本事業の候補者の選定は、原則、本募集要領の定めに従い行う。ただし本募集要領に定めのない規定については「平成16年9月30日付け16監技第150号長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領」に準じて行う。

参加を希望する者は、公募型プロポーザルに参加し、以下の点について提案を行うこと。

提案内容等について審査の上、最も優れた能力を有すると認められる者を第一位順位の事業候補者とする。なお、プロポーザル参加に係る費用はすべて参加者の負担とする。

3 募集する提案事業の貸付条件及び事項等

(1) 提案事業の内容

事業候補者が県有施設の屋根を借り受け、国の固定価格買取制度を活用し、平成○年度の売電単価が適用されることを計画とした発電事業を実施するための企画一式。

(2) 県有施設の屋根等貸付に係る条件

ア 事業実施場所

事業候補者は以下に記載する全てまたはいずれかの施設屋根をまとめて借り受けること。

施設名称①（住所）

貸出屋根を色塗りするなどわかりやすく明示
受変電設備設置場所（区域）も明示

（別紙1）施設配置図① 以下「事業実施場所①」という。

（別紙2）（貸出施設①-1名称）屋根 約 m²

（別紙3）（貸出施設①-2名称）屋根 約 m²

・
・

施設名称②（住所）

（別紙4）施設配置図② 以下「事業実施場所②」という。

（別紙5）（貸出施設②-1名称）屋根 約 m²

（別紙6）（貸出施設②-2名称）屋根 約 m²

（注意）上記に記載する面積はあくまでも概算であり、貸し出し面積は下記イにより算出するものとする。

イ 事業実施場所の提供方法

有償貸付（県と県有財産賃貸借契約を締結する）とし、発電設備を設置する屋根の貸付額は事業実施場所①は年間（円/m²・税抜）以上、事業実施場所②は年間

(円/m²・税抜)以上とするので、これ以上の単価を提示し、併せて、その使用料を算定した根拠や考え方を提示すること。

なお、使用する面積の算定については、少なくともソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積(真上から見たときの面積)とし、間隔を開けて設置する場合はその隙間の面積も含むものとする。

ウ 受変電設備設置場所の提供方法

- ・事業実施場所における変電設備設置場所は、原則、別紙1及び別紙4に示す区域とする。ただし、指定区域以外について、事前に施設管理者へ協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。
- ・受変電設備設置場所(土地)貸付額については、別途、県の規定による貸付料算定基準【図表1】により算出した額とする。

【図表1】受変電設備設置場所貸付額算定式

土地の評価額(円)

$$\frac{\text{土地の評価額(円)}}{\text{土地の面積(m}^2\text{)}} \times 6\% \times \text{貸付に係る面積(m}^2\text{)} = \text{貸付料(m}^2\text{)}$$

(小数第2位までの実測) (円未満切捨て)

エ 賃貸借期間等

売電開始から最長20年を賃貸借期間とする。なお、売電開始までの事業実施場所における発電設備設置及びそれに付帯する設備(以下「工作物等」という。)の設置等工事又は、賃貸借期間終了後の工作物等の撤去工事において必要となる使用期間については、別途県の規定による行政財産(場合によっては普通財産)の貸付の手続きを行う。この際、貸付料の算定に当たっては、提案された面積、単価を基準に算出する。

なお、「3(3)事業候補者に求める事項(提案項目)オ 屋根を借り受ける県有施設への貢献策の提案」において事業候補者による施設へ貢献策を実施するにあたって要する期間の使用料は、「行政財産目的外使用許可事務取扱いについて(通知)」第3に基づく使用料の減免基準3号に該当するため全額免除する。

(賃貸借契約期間終了後については原則、事業候補者の全額費用負担にて原状回復の上、県へ返還しなければならない。ただし、処分方法について事前に県と協議し、他の方法で県が合意した場合はこの限りでない。)

中部電力に事前相談した上で工事期間等を想定し、工事が過剰に遅くならないようリミットを設定

オ 事業着手時期等

工事着手時期の詳細は、事業実施場所の施設管理者と協議の上、決定するものであるが、遅くとも事業候補者となってから3年以内に売電開始できるよう協議を進めること。

ただし、事業候補者の責に帰さない事由で発電開始が遅れる場合、事前に施設管理者へ協議の上、承認を得た場合はこの限りでない。

カ 出力規模の指定

指定はしない。

キ 周辺環境への配慮

事業実施場所における発電設備の設置、発電事業の実施及び維持管理に当たっては、発電設備の太陽光反射の影響など、周辺地域の環境へ配慮すること。また、地域住民等関係者への説明を丁寧に行うこととし、地域住民等関係者の合意が取れない場合は、県の判断で本事業を中止する可能性があること。また、当該中止にかかる損害について、県は一切の責任を負わない。

ク 発電事業に係る事業収支情報等の提供

事業候補者は、発電事業に係る事業収支状況等を売電開始の翌年から賃貸借期間の満了する翌年までの各年について県から提出を求める場合があるので、誠実に対

応すること。

ケ 設備認定書類（写し）の提出

事業実施場所において設置する発電設備において固定価格買取制度による平成○年度の売電単価において国の認定を受けることとし、その認定に関する書類の写しを売電開始前に県へ提出すること。

コ 中部電力(株)等による接続検討結果回答書等（写し）の提出

事業実施場所において設置する発電設備において中部電力(株)等へ系統連系にかかる接続検討を申し込むこととし、その申込、回答に関する書類の写しを売電開始前に県へ提出すること。

高圧連系の提案の場合、必要

サ 屋根に設置する発電設備に対する県有施設の安全性等の確認

事業候補者は、発電所建設着手前に、設置しようとする発電設備の総重量に対して借り受ける屋根等の耐久性に問題がないこと、地震力による転倒及び風圧力による吹き上げに対して安全であることなどを確認のうえ工事に着手すること。

シ 自然エネルギー信州ネット等産官学民連携組織への参加検討

県内における自然エネルギー事業の知見を産官学民協働で普及させるため、事業候補者は県内で自然エネルギー普及を推進する産官学民連携組織である自然エネルギー信州ネット等への参加を検討すること。

政策目的に合わせて追加・修正・削除

ス 設計図書の閲覧及び施設の見学について

事業実施施設に係る設計図書等の内容を熟知した上で提案すること。
図書の閲覧及び施設の見学については、本募集要領 8（3）へ事前に問い合わせの上、その指示に従うこと。

なお、閲覧図書の施設外への持ち出し及び閲覧場所でのコピーができないため、閲覧希望者は、デジタルカメラ等、画像を記録できるものを持参すること。

ス 本事業を遂行するにあたり関係法令を遵守すること。

セ その他、別添「契約書（案）」に記載する事項を遵守すること。

(3) 事業候補者に求める事項（提案項目）

ア 事業計画の提案

事業実施体制（経営状況及び運営実績等）、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等の提案

イ 屋根の借り受け面積及び借り受け単価（円/m²・年）の提案

事業実施場所に係る借り受け面積及び年間の 1 m²当たりの借り受け単価（税抜）をそれぞれ提案すること。

選定にあたっては、借り受け面積に提案単価を乗じて、事業実施場所①②を合わせた屋根借受希望総額について、審査を行う。

ウ 発電設備設置に伴う屋根への影響を少なくする工法や景観への配慮の提案

防水、荷重軽減、景観対策等の工法などを提案すること。

エ 事業実施場所上の発電設備等工作物等撤去費相当額（保証金）を確保できる措置に関する提案

例) 工作物等撤去費相当額（建設費の 5 % 以上）の発電開始前の納付等

施設の課題解決につながる貢献策例を記載

オ 屋根を借り受ける県有施設への貢献策の提案

例) 借り受け部分の屋根塗装を事業候補者の費用負担で施した上で、工作物等の設置を行う。

併せて、災害時等、停電時に無償で使用できる A C 100 V 電源の整備を行う。

カ 本事業に対する地域の人材、技術、資金の活用の提案

例) 本事業に係る建設工事及び維持管理業務は、地元企業が担い手となる。

資材等の調達については地元産を活用。

資金確保については、地域住民や県内に本店を有する事業者等からの出資や県

内金融機関からの融資等を活用。

以上、ア～カそれぞれについて、具体的な内容について提案を求める。

(4) その他の留意事項

ア 貸借期間中に発生した天災その他の事由によって事業実施場所が損壊し、工作物等が毀損した場合であっても、県はその責めを負わない。

イ 工作物等が天災その他の事由によって損壊し、県及び第三者に損害を与えた場合は、事業候補者がその賠償のすべての責を負うものとする。

ウ 県のやむを得ない事由により貸借契約期間中に工作物等が行政財産であるその用途又は目的を妨げる事態に至った場合、県は協議するので誠意をもって応じること。

エ 事業実施場所の維持管理上の必要性からやむを得ず屋根修繕等の工事を行う必要が生じた場合は、事業候補者の負担において工作物等の一時移設等、当該工事に協力すること。

オ 事業実施場所の連系予想地点における中部電力(株)への事前相談結果は、別紙7のとおり

高圧連系がありうる場合、中部電力への事前相談結果を掲載する必要がある

4 参加資格

(1) 事業候補者

事業候補者は、県内に本店を有する事業者であること。県内に本店を有する事業者において県外事業者と共同企業体を組織する場合、県外事業者の支店又は営業所が県内にあること。なお、一事業者が複数の提案事業に参加することはできない。

(2) 事業候補者の構成等

参加できる事業者は、法人格を有する法人及び団体とする。ただし法人格を有さない共同企業体（JV）については、複数事業者が連名で参加する形態と実態的に変わらないことから対象とする。

なお、企画提案参加申込書を提出する時点までに必ずしも共同企業体（JV）や特別目的会社（SPC）などが設立されていることは要しないが、提出時点において、代表者、構成員及び基本的な役割分担等を記載した書類を提出し、企画提案書が選考された場合、60日以内に設立すること。

(3) 次のいずれにも該当する者であること。

（共同企業体であるときは、共同企業体を構成するすべての者が該当すること。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。

(ア) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者

(ウ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

ウ 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

- エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加資格措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- オ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ク プロポーザル審査会に参加できる者であること。
- ケ 役員に次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者がいないこと。
 - (ア) 破産者で復権を得ない者
 - (イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

5 事業候補者の決定

(1) 決定までの流れ

長野県が設置する「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾プロポーザル審査会」において、本事業の事業候補者を選定し、当該候補者と協議のうえ契約を締結する。

(2) 審査基準

企画提案を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

評価項目	評価事項	評価の視点
事業計画 (点)	事業計画	事業実施体制、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等適正に事業が行われるか
	経営状況及び運営実績	これまでの実績等に対して適正な遂行能力があるか
	屋根借受希望額 (借受面積(m ²)×借受単価(円/年・m ²)(税別))	
事業遂行能力 (点)	発電設備設置工法	防水、荷重軽減、景観対策等の工法など屋根等への影響を少なくする工法が提案されているか
	事業実施場所上の工作物撤去費相当額の確保方法	具体的であるか。確実性はあるか
事業波及効果 (点)	屋根借り施設への貢献策	貢献策は施設にとって有益なものか
	地域経済への波及	事業に対する地域の人材、技術、資金が活用されているか

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により事業者（共同企業体で参加申込した場合は、代表者）に通知する。電話等による問い合わせには応じない。

なお、審査結果（決定事業者名及びその提案概要、参加申込状況等）については、県ホームページに後日掲載する。

(4) 屋根借受希望額の取扱い

審査の結果、事業候補者に選定された場合は、提案された借受面積に借受単価を乗じ、さらに消費税率を乗じた額を本契約における初年度以降の貸付額とする。なお、

今後消費税率が変動した場合は、貸付額もそれに応じて変動するものとする。

(5) 入札保証金について

事業候補者に選定され、最終的な事業計画書を県へ提出し、それを県が認めた場合は、改めて屋根借り受け額について県へ見積書を提出するとともに、年間借受額の100分の5以上を入札保証金として納入しなければならない。入札保証金については、本契約締結後に返還するので、還付請求書(様式9)を提出すること。

(6) 事業候補者の取扱い

審査の結果、事業候補者に選定された者は、最終的な事業計画書を県へ提出し、それを県が認めた場合は、県と締結する県有財産賃貸借契約の第一順位の随意契約相手方候補者となる。

ただし、次の事項に該当する場合は契約締結しない。

ア 事業候補者の一方的な都合により提案内容を履行しないなど県の求める条件等に満たない事業計画書等が提出され、かつ改善の見込みがない場合

イ 事業計画策定途中で事業候補者が何らかの理由で事業候補者としての資格がなくなったと県が認めた場合

上記ア、イの場合、県の裁量で第二位順位の事業者を繰り上げ、本事業における第一位順位の事業候補者とすることができる。この場合、不適とされた事業者に損害が生じても県は一切補償しない。

(第一順位の事業候補者を不適とした場合で、かつ第二位順位以下に応札事業者がない場合は不調とする。)

また、県が不適と判断した事業候補者において、貸出施設における固定価格買取制度による設備認定及び系統連系にかかる接続枠の権利(以下「売電権」という。)を取得している場合は、県が受けた損害の代償として、不適と判断された日から120日以内に県が指定する事業者へ無償で売電権を譲渡すること。

ウ 固定価格買取制度の国による設備認定において平成○年度の売電単価が適用されなかった場合

6 概ねのスケジュール

期間・期日	内容
月 日()	公募型プロポーザル開始、企画提案参加申込受付開始、募集要領に係る質問受付開始、現地説明会申込受付開始、企画提案書受付開始
月 日()	現地説明会参加申込締切 (〇時まで受付)
月 日()	現地説明会 時 分～ (会場)
月 日()	企画提案参加申込締切 募集要領に係る質問受付締切
月 日()	募集要領に係る質問回答
	1月 設計、積算期間
月 日()	企画提案書提出締切 書面選考
月 日()	プロポーザル審査会(会場) 審査会の時間、方法は別途通知
月 日()	事業候補者の決定通知
月 日()	事業候補者と事業計画について調整
	3月 契約調整期間
月 日()	仕様書確定
月 日()	賃貸借契約締結

7 企画提案参加申込み

本件において、参加を希望する者は、事前に参加申込みをすること。なお、期間を過ぎての申込みは受け付けない。

- (1) 申込様式 企画提案参加申込書(様式1)
- (2) 受付期間 平成 年 月 日()～平成 年 月 日()
- (3) 申込方法 郵送又は持参(午後5時必着)
- (4) 申込先 所属名
〒
住所

8 問い合わせ

この募集に関する問い合わせ方法は、次のとおりとする。

- (1) 受付期間 平成 年 月 日()～平成 年 月 日()午後5時まで
- (2) 提出方法 電子メール
 - ・問い合わせは、質問書(様式2)を添付することにより行う。
 - ・質問書1枚につき、1つの質問とすること。複数質問がある場合は、複数枚質問書作成の上、提出すること。

メールの件名は、「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾に関する質問」とする。
- (3) 問い合わせ先 所属名

担当者名

E-mail:

- (4) 回答方法 提出された質問への回答は、参加申込みをした全事業者に対して、平成 年 月 日 () 午後5時までに電子メールで回答する。

9 現地説明会

参加申込者を対象に現地において説明会を次のとおり実施する。

- (1) 日時 平成 年 月 日 () 時から
- (2) 集合場所
- (3) 申込様式 現地説明会参加申込書(様式3)
- (4) 説明会参加申込期限 平成 年 月 日 () 時まで
- (5) 申込方法 電子メール、FAX、郵送又は持参
- (6) 申込先 所属名
担当者名
〒
住所
E-mail:
FAX:
- (7) 対象者 企画提案を予定している者

10 企画提案書の提出

- (1) 受付期間及び提出方法
- ア 受付期間 平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()
- イ 提出方法 郵送又は持参(午後5時必着)
- ウ 提出先 所属名
担当者名
〒
住所

(2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

なお、様式の記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入してもよいが、様式5については片面15枚以内(添付書類は除く。)とすること。

- ア 企画提案書(様式4)
- イ 企画提案の概要(様式5)
添付書類 法人登記簿謄本(3か月以内のもの)
貸借対照表(3期比較)
損益計算書(3期比較)
定款
会社の概要がわかるパンフレット等
- ウ 役員名簿(様式6)
- エ 共同企業体の概要(様式7)(共同企業体で申込み場合必要)
- オ 誓約書(様式8)

(3) 提出部数

上記(2)の提出書類は、各10部(原本1部、コピー9部)提出すること。

(4) その他

企画提案書を提出しない場合は、任意の様式において届け出ること。

11 書類選考の実施

企画提案書の提出が6者以上の場合は、書面審査*により選考を行い、選考により選定された者に対してプロポーザル審査を行う。

※書面選考は、本募集要領5（2）審査基準による審査を行い、その上位5者がプロポーザル審査の対象となる。

12 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがある。

- (1) 本募集要領に違反すると認められる場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

13 留意事項

(1) 県が提示した資料の取扱い

県が提示した資料は、この応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(2) 企画提案に係る著作権の取扱い

応募された企画提案の著作権は、その提案者に帰属する。ただし、プロポーザル審査会で決定された企画提案については、県の広報活動等において使用できるものとする。

(3) 複数提案の禁止

事業実施者は、複数の事業提案を行うことはできない。

(4) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(5) 諸手続き

関係法令に係る申請、届出、送電への系統連系に係る電気事業者への申し込み等、本事業の実施に係る諸手続きは、費用負担を含め、全て事業者が行うものとする。

(6) 言語、通貨、単位について

企画提案及び協定、契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

14 本件についての問い合わせ先

所属名

担当者名

〒

住所

TEL：

FAX：

E-mail:

(様式1)

企画提案参加申込書

平成 年 月 日

施設管理者 様

所在地
(事業所の場合は、事業所の所在地)
商号又は名称
代表者氏名

印

下記のとおり、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾に係る企画提案の参加を申し込みます。

記

1 事業実施者

事業主体者 (事業候補者名)	
代表者氏名	
所在地	
担当者所属・氏名	
担当者連絡先	電話 /FAX /e-mail
連合体による参加の場合以下を記載	
共同実施者 (構成員)	
代表者氏名	印
所在地	

※ 参加時点で共同企業体やSPC等を設立していない場合は代表者、構成員等の設立後の運営方針を記載した書面を提出すること。(任意様式)

※ 必要な場合は適宜行を追加すること。

(様式2)

質問書

平成 年 月 日

施設名 (E-mail:) 担当行

所在地
(事業所の場合は、事業所の所在地)

商号又は名称

担当者名

連絡先電話

F A X :

E - M a i l :

下記のとおり、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾に関する質問書を提出します。

質問事項	
内 容	

※ 連合体により応募する場合は、代表者である事業者が取りまとめのうえ質問すること。

※ 質問内容は、簡潔かつ具体的に記入すること。

※ 質問項目は、1問につき1枚とし簡潔に記載すること。

(様式3)

現地説明会参加申込書

平成 年 月 日

施設名 担当行

所在地
(事業所の場合は、事業所の所在地)
商号又は名称
代表者氏名

下記のとおり、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾に係る現地説明会の参加を申し込みます。

※現地説明会

日時 月 日 () 時 分から

場所

1 担当者所属

2 担当者氏名

3 連絡先 (電話番号、メールアドレス等)

4 説明会参加予定人数 (会場の都合上、1団体につき2名以内でお願いします。)

_____人

(様式4)

平成 年 月 日

施設管理者 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印
共同実施者（構成員）
所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

企 画 提 案 書

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾募集に係る企画提案書を別添のとおり提出します。

なお、募集要領4に定める参加資格を満たしていることを誓約します。

○ 添付書類

(1) 企画提案の概要書（様式5）

(2) 役員名簿（様式6）

※共同企業体による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。

(3) 共同企業体にあつては共同企業体の概要（様式7）

事業者連絡先

担当者氏名	
所 属	
担当者連絡先	電話 /FAX
e - m a i l	

企画提案の概要書

1 申請者

2 本社所在地

3 事業計画

(1) 事業実施体制、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等の提案

(2) 屋根の借り受け面積及び借り受け単価 (円/m²・年) の提案

(注意) 借受を希望する施設について面積及び単価を記入すること。

ア 施設名 (事業実施場所①)

(i) ○○屋根

(屋根借受希望面積 _____ m²) × (屋根借受希望単価 _____ 円/年・m²)

= 屋根借受希望額 (税別) _____ 円/年・・・①

(ii) △△屋根

(屋根借受希望面積 _____ m²) × (屋根借受希望単価 _____ 円/年・m²)

= 屋根借受希望額 (税別) _____ 円/年・・・②

イ 施設名 (事業実施場所②)

(②-i) ○○屋根

(屋根借受希望面積 _____ m²) × (屋根借受希望単価 _____ 円/年・m²)

= 屋根借受希望額 (税別) _____ 円/年・・・③

(②-ii) △△屋根

(屋根借受希望面積 _____ m²) × (屋根借受希望単価 _____ 円/年・m²)

= 屋根借受希望額 (税別) _____ 円/年・・・④

屋根借受希望総額 (①+②+③+④) = _____ 円/年 (税別)・・・⑤

(⑤×1.08) = _____ 円/年 (税込)

(3) 発電設備設置に伴う屋根への影響を少なくする工法の提案

(4) 事業実施場所①及び②上の発電設備等工作物等撤去費相当額 (保証金) を確保できる措置に関する提案

(5) 屋根を借り受ける県有施設への貢献策の提案

(6) 本事業に対する地域の人材、技術、資金の活用の提案

5 その他特にアピールする内容

※ 添付書類：

- ① 法人登記簿謄本（3か月以内のもの）
- ② 貸借対照表（3期比較）
- ③ 損益計算書（3期比較）
- ④ 定款
- ⑤ 会社の概要がわかるパンフレット等
- ⑥ 役員名簿（様式6）※共同企業体等で提案する場合構成員ごとに作成
- ⑦ 共同企業体の概要（様式7）※共同企業体等で提案する場合必要
- ⑧ 誓約書（様式8）※共同企業体等で提案する場合構成員ごとに作成

※ 様式及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

(様式6)

役員名簿

事業者名 _____

作成担当者 _____

連絡先 _____

平成 年 月 日現在の役員

役職	氏名	生年月日	住所

- 1 本様式の内容を長野県が長野県警察へ照会することについて異議ありません。
- 2 照会で確認された情報は、今後、県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

平成 年 月 日

所在地

名称及び代表者氏名

印

- ※ この名簿には、法人登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を記入すること。監査役については除く。
- ※ 提案書提出日時点の最新の役員を記載すること。

(様式7)

共同企業体の概要

1 共同企業体名称

--

2 共同企業体の構成

構成区分	住所、法人または団体の名称及び役割分担
代 表	本社所在地
	法人名
	代表者
	共同企業体における役割
構成員 1	本社所在地
	法人名
	代表者
	共同企業体における役割
構成員 2	本社所在地
	法人名
	代表者
	共同企業体における役割

※ 本様式は共同企業体で参加する場合のみ必要

※ 添付書類

- ① 共同企業体の協定書案
- ② 構成員全ての法人登記簿謄本（3か月以内のもの）
- ③ 構成員全ての貸借対照表（3期比較）
- ④ 構成員全ての損益計算書（3期比較）
- ⑤ 構成員全ての定款
- ⑤ 必要に応じて上記に関する説明資料、会社パンフレット等

※ 様式及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする。

(様式8)

誓約書

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一様

住所(所在地)

商号又は名称

代表者 職氏名

印

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾推進に係る県有施設の屋根等借りによる太陽光発電事業のプロポーザルにあたり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 現在及び今後資格有効期間終了時まで次のいずれにも該当する者であること。(連合体であるときは、連合体を構成するすべての者が該当すること。)
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
 - イ 次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者でないこと。
 - (ア) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
 - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものと含む。以下同じ。)がなされている者
 - (ウ) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
 - ウ 長野県会計局長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加資格措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

いこと。

オ 法人税、法人都道府県税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと

キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。

ク プロポーザル審査会及び打合せ等に参加できる者であること。

ケ 役員に次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する者がいないこと。

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

2 この誓約が虚偽であったことが判明した場合又はこの誓約に反した場合は当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てないこと。

3 貴職から求めがあれば、当方の役員等名簿（生年月日を含む）を提出し、これらの書類から確認できる個人情報を貴職が長野県警察本部に提供することに同意すること。

(様式9)

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾に関する入札保証金等還付請求書

年 月 日

長野県知事 様

所在地
法人名
代表者職・氏名

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル 募集要領5(5)の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先

金融機関名 (支店名) _____

口座種別 _____

口座番号 _____

口座名義 _____

別添契約書案

賃貸借契約書(案)

施設管理者（以下「賃貸人」という。）と【〇〇】（以下「賃借人」という。）は、賃貸人所有の別紙物件目録1記載の建物（以下「本件建物」という。）上の同目録2記載の屋根等（以下「本物件」という。）について、賃借人が実施する太陽光発電事業のため、次のとおり賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 賃貸人と賃借人は、建物屋根を活用した再生可能エネルギーの普及に向け、賃貸人の所有する本件建物の屋根において賃借人が「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領」を遵守した上で太陽光発電事業を行うことに合意し本契約を締結する。
- 2 賃貸人は、前項の目的のため、賃借人が実施する太陽光発電事業が円滑に進行するよう、屋根の賃貸人として必要な協力を行うものとする。
- 3 賃借人は、第1項の目的を適切に実行するため、賃借人の役割である太陽光発電設備の設置、稼働、撤去その他の過程において本件建物及びその敷地の所有者、管理者及び他の利用者を害することのないよう、太陽光発電事業者として必要となる注意義務を果たすものとする。
- 4 本契約は事業候補者決定後、賃貸人と賃借人が協議を重ね、最終的に賃貸人が承認した事業計画書の履行を賃借人が約すことにより成立するものとする。

（賃貸借の合意）

第2条 賃貸人は、賃借人に対し、本物件を、下記（2）記載の使用目的（以下「本件目的」という。）のために賃貸し、賃借人は、本物件を賃借し、下記（3）記載の賃料（以下「賃料」という。）を賃貸人に支払う。

記

- （1） 屋根及び土地の表示 別紙物件目録2参照
- （2） 使用目的 別紙物件目録3記載の太陽光発電設備（以下「本件設備」という。）を設置し太陽光発電事業を行うこと
- （3） 賃料 年額●円（年額：●円/㎡）（税別）
- （4） 保証金 ●万円（屋根原状回復費等）
- （5） 契約期間 第3条第1項に記載のとおり
- 2 賃借人は、賃貸人の事前の了解を得た上で、本件設備の設置工事及び本件設備の使用・保守等に必要範囲において、本物件のみならず本件建物及びその敷地内に立ち入り、使用することができる。

(契約期間)

第3条 本契約に基づく賃貸借（以下「本件賃貸借」という。）の期間は、賃借人による太陽光発電事業による売電開始日（電力会社との電力受給開始日）から20年間とする。賃借人は、売電開始日の決定後速やかに賃貸人に通知するものとする。

(賃料の支払い)

第4条 本物件の賃料は第2条第1項（3）に定めるとおりとする。但し、1年未満の場合はその年の日数を基に日割り計算するものとし、1円未満の端数は切り捨てる。

2 賃借人は、賃貸人に対し、本件賃貸借開始前に、当初1年分の賃料を賃貸人の発行する納入通知書により支払うものとする。支払手数料は賃借人の負担とする。なお、賃貸借開始日から当該年度末までが一年未満の場合は、上記に従い算出した額を納付するものとする。

次年度分以降の賃料については、毎年4月末（但し、銀行休業日の場合はその前営業日とする）までに同様に支払うものとする。

3 賃貸人及び賃借人は、公租公課の増減額その他著しい経済事情の変動が生じたと認める場合には、賃料の改定について相手方に申し入れることができるものとし、相手方は誠意をもって協議に応じるものとする。

4 本契約締結後に賃借人と一般電気事業者との協議の不調その他のやむを得ない事情により本契約締結時に想定していた太陽光発電設備の一部を設置することができなくなった場合には、賃貸人及び賃借人は、賃借人の請求により、当該設置不能となった設備の割合に応じて契約面積を減じ、第2条第1項（3）にて定める単価に応じて賃料の減額を協議するものとする。なお、当該設置不能割合が著しい場合、賃貸人及び賃借人は本契約を解約することができる。

(保証金)

第5条 賃借人は、第2条第1項（4）に定める保証金を本契約締結時に賃貸人に預託するものとする。なお、保証金には利息は付さないものとする。

2 賃借人に賃料の延滞又は損害賠償その他の本契約に基づく賃貸人に対する債務の不履行があるときは、賃貸人は、保証金を賃借人の債務の弁済に充当することができる。

3 前項に基づき保証金が賃借人の債務の弁済に充当された場合、賃借人は、賃貸人から保証金を債務の弁済に充当した旨の通知を受領後30日以内に、債務の弁済に充当されたために生じた保証金の不足額を賃貸人に対して補填する。

4 賃借人は、本件賃貸借が終了し第20条の定めに基づき本物件を賃貸人に完全に明け渡すまでの間、保証金をもって賃料その他の賃貸人に対する一切の債務の弁済に充当することができない。

5 賃貸人は、本件賃貸借が終了し、賃借人が第20条の定めに基づき本物件を賃貸人に完全に明け渡した場合、保証金から賃借人の賃貸人に対する一切の債務額を控除し、差引残額があるときは当該金額を賃借人に対して返還する。

(遅延損害金)

県有施設の場合、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が定める率を準用している。
参考：平成 27 年度：2.9%、平成 28 年度 2.8%、平成 29 年年度 2.7%

第 6 条 賃借人は、本契約に基づく賃貸人に対する金銭債務の支払いを遅延したときは、その履行するまでの間、年〇.〇パーセントの割合による遅延損害金を支払う。

(設備の設置と各種事務手続の実施)

第 7 条 賃貸人及び賃借人は、両者立会いの下に本件設備の設置場所を確定する。

2 賃借人は、本契約締結後、別添「太陽光発電設備等設置に係る仕様及び条件並びに遵守事項」、関係諸法令、規則等を遵守のうえ、賃借人の費用と責任により、太陽光発電事業実施のために必要な事務手続の一切を行い、本物件に本件設備を設置して太陽光発電事業を行うものとする。

3 賃貸人は、前項に定める賃借人による太陽光発電事業実施のために必要な事務手続について協力するものとする。

(本件設備の帰属と租税の負担)

第 8 条 賃貸人と賃借人とは、本件設備は本件建物に付合することのない独立の動産であることを確認し、本件設備の所有権が賃借人に帰属し続けることを確認する。

2 賃借人は、本件設備に課税される固定資産税その他の公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

(電気料金)

第 9 条 本件設備及びそれに付随する設備（パワーコンディショナーを含み、これに限らない）を稼働させる際に消費する電力は、賃借人が調達するものとし、本件建物の電力系統への接続はしないものとする。ただし、本県設備設置に係る建設工事等一時的に本県建物の電力系統から調達したい場合は、事前に賃貸人に協議の上、賃貸人が合意した場合はこの限りでない。この際の、電気料金の負担及び精算方法については、その使用実態等に応じて賃貸人賃借人協議の上、定めるものとする。

(保険の加入)

第 10 条 賃借人は、本契約期間中、本件設備の設置、運営又は保守の工事、自然災害その他の事態に起因する賃貸人又は第三者への損害賠償に備え、必要十分な保険へ加入するものとし、当該保険証券の写しを賃貸人に提出するものとする。

(本件建物の安全性)

第 11 条 賃借人は、本契約に基づき本件設備を本物件に設置することの安全性について、賃貸人より開示を受けた資料に基づき事前に確認のうえ本契約を締結するものとする。

2 本物件に本件設備を設置したことを原因として本件建物の安全性に問題が生じたときは、賃借人が賃借人の費用と責任に基づき必要な対策をとるものとし、その問題により賃貸人に生じた損害を賠償するものとする。

(契約期間中の修繕・補修等)

第 12 条 本契約期間中に本物件の補修工事等の実施のために本件設備の使用ができない（又は発電量が減少する）期間について、賃借人は、当該本件設備の使用ができない（又は発電量が減少する）期間中の本物件の賃料を発生させない（発電量が減少する場合には、減少割

合に応じて賃料を減額する)ことを条件に、逸失利益その他の本件設備の使用に支障が生じることにより発生する損害の一切の賠償を賃貸人に請求しないものとする。

- 2 前項に定める工事を行う場合、賃貸人は予め賃借人へ協議しなければならない。賃借人は賃貸人の要請があった場合、本物件の補修工事等がおよぶ範囲で本件設備の取り外し及び補修工事等終了後の再設置を賃借人の費用負担で行うものとする。
- 3 本物件の補修工事等の範囲が、本件設備が設置されている大部分を占める場合は、賃貸人は別の場所の用意について検討しなければならない。ただし、本件設備の移設にかかる費用は賃借人の負担とする。

(本物件・本件設備の維持管理)

第13条 賃借人は、善良なる管理者としての注意をもって本物件を使用し、本物件の使用に際し賃貸人の業務に支障の生じないように配慮するものとする。

- 2 賃借人は、本件設備を正常に運用できるように定期点検等を行う等の保守及び保全の一切を行い、本件設備が故障した場合、技術者を派遣し、本件設備を正常な状態に回復させるものとする。なお、賃借人は、本件建物及びその敷地内で作業を行う場合には安全確保のための措置を取り安全確保に努めなければならない。
- 3 本件設備に関する保守、保全及び補修に関する費用その他一切の費用は全て賃借人が負担するものとし、想定外の事情により本件設備の発電量が低下した場合の修理費についても賃借人が負担するものとする。なお、本件設備の保守及び保全のために本件建物の電気等を使用する場合は、賃借人は当該費用を負担するものとする。
- 4 賃貸人は、前2項に定める賃借人による本件設備の保守及び保全に協力するものとし、これを阻害する行為を行ってはならない。

(賃貸人又は第三者に対する損害賠償義務)

第14条 賃借人は、本件設備の運用上の問題(反射光の問題を含むが、これに限られない。以下同じ。)、事故その他の事情により賃貸人又は第三者に対して損害を被らせるおそれが生じた場合、速やかに賃貸人に報告するものとする。

- 2 賃借人は、本件設備の運用上の問題、事故その他の事情により賃貸人又は第三者に対して損害を被らせたときは、その責任と費用負担において、当該損害の補償その他の必要な措置を講ずるものとする。

(使用・立入方法)

第15条 賃貸人は、賃借人に対し、本物件の使用方法に関して、本件建物及び本物件の安全確保、災害の防止、環境整備等の適切な管理を図るために必要な事項を申し入れることができ、賃借人は、当該申し入れについて賃貸人と真摯に協議をするものとする。

- 2 賃貸人は、本物件の保全その他管理上必要があるときは、本物件に立ち入ることができるものとする。ただし、賃貸人は、賃借人による太陽光発電設備の発電に支障が生じないように配慮するとともに、本物件出入口の施錠と安全確保に留意し、立入り時に事故が生じた場合には、本件設備に起因する場合を除き、賃貸人の責任と費用により対処するものとする。

なお、賃貸人は、事前又は事後に本物件に立ち入ったことを賃借人に報告するものとする。

- 3 賃借人は、本物件に立ち入るため又は本件建物内の本件設備の保守・保全のために本件建物内に立ち入る必要がある場合、賃貸人の事前の承諾を得て、必要な範囲で本件建物に立ち入ることができるものとする。

(禁止事項)

第16条 賃借人は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に賃貸人の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 本件建物又は本物件の現状を変更すること。
- (2) 本物件の上に本件設備以外の物を設置すること。
- (3) 本物件において、賃貸人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (4) 本物件を本件目的以外の用途に使用し、又は、本物件を公序良俗に反しもしくは賃貸人が不相当と認める目的に使用すること。

2 賃貸人は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。ただし、事前に賃借人の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 本件建物又は本物件に本件設備に対して影となる障害物を設置する等、賃借人による太陽光発電事業の売電量減につながるものが想定される行為を行うこと。
- (2) 本物件に第三者を立ち入らせること。

(権利義務の譲渡)

第17条 賃貸人及び賃借人は、事前の相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約によって生じる権利、義務の全部又は一部（以下「本権利義務」という。）を、第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保に供し、又は本件建物・本物件を売却してはならない。

2 賃貸人及び賃借人が本権利義務を第三者に譲渡する場合又は本件建物・本物件を売却する場合、賃貸人及び賃借人は相手方の事業に影響を与えないよう十分な水準を満たす譲渡先を選定し、本契約の承継につき同意を得たうえで、当該譲渡又は売却の先の信頼性等に関する情報とともに書面にて申し入れをし、相手方の書面による承諾を得たうえで、当該譲渡又は売却先に本権利義務を承継させなければならない。

3 第1項にかかわらず、賃貸人は、賃借人による太陽光発電事業実施のための金融機関からの借入に関連する本契約の契約上の地位の移転についての事前承諾は、正当な理由のない限り拒絶しないものとする。

(不可抗力)

第18条 本契約期間中に天災地変その他の不可抗力により本契約の全部又は一部の履行の不能又は遅延が生じた場合は、当該不可抗力事由により賃借人が太陽光発電事業を行うことができない合理的な期間に限って賃貸人及び賃借人は本契約に基づく義務の免除を受けることができるものとする。また、賃貸人又は賃借人は、当該期間が長期間に及び本契約の継続が困難となった場合は本契約を解除することができる。

2 前項にかかわらず、前項の事情により本件設備が毀損し、これにより本件建物が毀損又は

倒壊した場合、又は、本件設備ないしはその付帯設備が転倒・落下するなど本件設備を原因として賃貸人又は第三者に損害を被らせた場合、賃借人はその費用と責任をもって賠償にあたるものとする。

- 3 第1項の事情により賃借人が所有する設備が毀損又は滅失した場合、賃貸人は、その賠償の一切の責を免れるものとし、賃借人が逸した売電収入を補償する義務を負わないものとする。

(契約の解除)

第19条 賃貸人又は賃借人が次の各号の一に該当し（本条第1項ないし第3項の各号の一の事由に該当する者を「該当者」という。）、相手方（該当者以外の当事者をいう。以下本条において同じ。）からの催告後10営業日以内に是正されないときは、相手方は本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の全部又は一部に違反したとき。
(2) 相手方に損害を与え、又はその信頼を失墜させるような何らかの行為をしたとき。

- 2 賃貸人又は賃借人が次の各号の一に該当したときは、相手方は何らの催告等を行うことなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 手形又は小切手を不渡としたとき、その他支払を停止したとき。
(2) 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
(3) 破産手続、特別清算手続、会社更生手続もしくは民事再生手続その他の法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立があったとき、あるいは私的整理手続の開始があったとき。
(4) 監督官庁より営業停止、又は営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
(5) 資本減少、営業の廃止もしくは変更、又は解散の決議（法令にもとづく解散も含む）をしたとき、あるいは清算又は私的整理の手続きに入ったとき。
(6) 法令違反又は不公正な営業等の行為により著しく社会的信用を失墜したとき。

- 3 賃借人が次の各号の一に該当したときは、賃貸人は何らの催告等を行うことなく、直ちに本契約を解除することができる

- (1) 賃料その他の賃貸人に対する債務の支払いを2ヶ月以上延滞したとき。
(2) 賃貸人の承諾を得ずに、合理的理由なく本物件を継続して2ヶ月以上使用しないとき。
(3) 賃借人と一般電気事業者との間の売電に関する契約が終了したとき。
(4) 本項各号に準ずる事由により、本契約を継続することが認めがたいとき

- 4 該当者は、本契約を解除されたとき、相手方に対し、賃貸借期間の賃貸借料総額の3割相当額を違約金として支払う。ただし、相手方が当該解除により被った損害が当該違約金を超過する場合には当該超過額に関する該当者に対する損害賠償の請求を妨げない。

- 5 相手方は、該当者に対し、本契約を解除しない場合においても、該当者により被った損害を賠償請求することができるものとし、該当者は、相手方に対し、速やかに賠償に応じるものとする。

(本契約終了時の本件設備の扱い)

第20条 賃借人は、本契約終了(解除による契約終了を含む。)後1ヶ月以内(以下「明渡期間」という。)に本物件から本件設備の一切を撤去し、本物件を原状に回復したうえで賃貸人に明渡すものとする。仮に、賃借人が、本項に定める明渡期間の末日(以下「明渡期日」という。)までに賃貸人への明渡しを完了できない場合、賃借人は、賃貸人に対し、明渡期日の翌日から明渡し完了までの期間の賃料相当額の倍額の損害金を支払うものとする。

2 賃借人は、本物件の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退料等の名目の如何を問わず、金銭その他の財産上の請求を行わないものとする。また、賃借人は、賃貸人に対し、本件設備の買取請求も行わないものとする。

3 前項にかかわらず、賃貸人と賃借人とが本件契約期間満了時まで、本契約が契約期間満了により終了した場合の本件設備の取扱いについて次の各号のいずれかとする旨を合意したときは、かかる合意に従い本件設備を取り扱うものとする。賃貸人及び賃借人は、本設備が優れた公共性を有したものであることに鑑み、設備による発電とその電力の有効利用が継続するよう最大限の配慮をし、取扱いを決めるものとする。

(1) 本物件に設置した本件設備の賃貸人への無償譲渡

(2) 賃借人が本件設備を所有するまま、契約条件を見直して新規の賃貸借契約締結

(3) 技術革新や電力の経済性の劇的な変化があった場合等は、新たな設備による新規の長期契約の締結

4 前項第1号に基づき本件設備の譲渡が行われた場合、賃借人は賃貸人に対し、本件設備の設計図面、機器の仕様一覧、過去1年以上の発電量データ、機器のメンテナンス履歴等の必要書類を引き渡すものとする。

5 本条第1項ないし第4項にかかわらず、賃借人が倒産した場合等の本件設備の取扱いについては、賃借人の債権者たる金融機関との間の担保権の定めに従うものとする。

(表明保証条項)

第21条 賃借人は、賃貸人に対し、本契約締結日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 賃借人は、日本法に基づいて適法に設立され、有効に存続する【株式会社その他の法人形態を記載】であり、本契約を締結し、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の能力と権限を有し、社内手続を完了していること。

(2) 賃借人が賃貸人に対して提出した提出書類が、賃借人の知る範囲において適正で誤りのないこと。

3 賃貸人及び賃借人は、商号、住所、代表者、営業目的、親会社の異動、主要株主の異動、会社の合併、重要な営業の譲渡又は譲り受け等重要な事項に変更があったときは、直ちに相手方により書面により通知しなければならない。

(暴力団排除条項)

第22条 賃貸人及び賃借人は、相手方に対し、自己又は自社が、現在、暴力団、暴力団員、

暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営に実質的に関与又は支配していること。
 - (2) 貸貸人又は賃借人、もしくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等のために、暴力団員等を利用していること。
 - (3) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていること。
 - (4) 貸貸人又は賃借人（役員もしくは経営に実質的に関与している者を含む）が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 貸貸人又は賃借人が前項に違反した場合、相手方は、何ら通知催告の手続きを要しないで、即時本契約を解除することができる。また、貸貸人又は賃借人が第1項に違反して本契約が解除された場合、当該違反者は、違約金として本件契約期間満了日までに支払う予定であった賃料の合計額に相当する金額を支払うものとし、さらに、相手方が当該解除により被った損害が当該違約金を超過する場合には当該超過額についても支払うものとする。

（意思表示の方法）

第23条 本契約に関し当事者間で行う申込み、承諾その他の意思表示は、すべて書面により行うものとする。

（守秘義務）

第24条 貸貸人及び賃借人は、本契約の締結及び履行の過程で相手方より知り得た一切の公開されていない情報（個人情報を含む）を第三者に漏洩してはならない。また、本契約の終了後といえども本条の守秘義務を遵守するものとする。

（合意管轄）

第25条 本契約に関する訴訟の専属的合意管轄裁判所は、本契約書に記載の本件建物の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第26条 本契約に定めのない事項については、貸貸人と賃借人が協議して定める。

以上の本契約締結の証として、本証書2通を作成し貸貸人と賃借人とが記名押印して、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

貸貸人

賃借人

別紙 物件目録

1 賃貸借物件

(1) 建物

① 所在

種類・構造

建物名称

貸付面積 m^2

用途 下記3に記載する太陽光発電設備等の設置

② 所在

種類・構造

建物名称

貸付面積 m^2

用途 下記3に記載する太陽光発電設備等の設置

- ・
- ・
- ・

(2) 土地

所在

貸付面積 m^2

用途 下記3に記載する受変電設備の設置

2 物件

上記1 (1) 記載建物屋根上の添付図面上の囲み線部分及び (2) 記載土地の添付図上の
囲み線部分

3 【設備概要】 借り受け事業者からの提出 (添付)

太陽光発電設備

- (1) 太陽光発電モジュール
- (2) 太陽電池架台
- (3) 接続箱
- (4) パワーコンディショナー
- (5) 受変電設備
- (6) 配線ケーブル
- (7)

受変電設備

- (1)
- (2)

なお、各設備の配置箇所は添付配置図記載のとおりとする。

2の図面及び3は借受
者へ作成依頼

別添

「太陽光発電設備等設置に係る仕様及び条件並びに遵守事項」

施設特有の注意事項があれば追加・修正等すること

1 貸付施設等及び敷地条件等

(1) 気象条件

〇〇観測所：緯度 度 分 経度 度 分 標高 m

ア 最低気温： °C (年)

イ 最大風速： m/秒 (年)

分かる範囲で記載

上記条件を考慮し、太陽光発電設備の設置を行うこと。

(2) 貸付施設等について

ア 太陽光発電設備等設置場所

(1)貸付可能面積 m²

(2)校舎屋根に設置されている賃貸人の工作物の機能に、支障を及ぼすことがないように配慮して設置を行うこと。当該工作物の移設等を実施する場合は、賃借人の費用で行うものとし、必ず賃貸人と協議し了解を得ること。ただし、当該工作物の移設によりその機能の一部が失われた場合は、ただちに原状回復しなければならない。

イ 受変電設備

(1)貸付可能面積 m²

(2)賃借人が想定する太陽光発電設備が、容量的に連系が可能か引込地点等も含め、電力会社に確認をすること。

(3)貸付敷地内の庭木等が支障となる場合は、賃借人は賃貸人に協議し移植等の措置をとること。その場合の費用は賃借人の負担とすること。

(3) 敷地条件

ア 仮設電気の引込、現場管理事務所などは発電設備設置工事及び維持管理業務を担う事業者で用意すること。

イ 現行施設は加工しないこと。ただし、賃貸人が事前に認めた場合はこの限りではない。

2 賃貸借物件における積載荷重

(1) 太陽光発電設備等設置場所の積載荷重

ア 既存施設の積載荷重 は県の提供する設計図書等を確認のこと。
完成後の構造の安定が確保できる提案を求める。

イ 架台の設置方法としては、点で荷重がかかると構造物の長期的な安全を考慮した場合望ましくないことから、面で荷重がかかる工法などの配慮を行うこと。

ウ 賃貸借期間中の屋根改修工事が生じた場合、設備の取り外し等配慮した工法で行うこと。

(2) 受変電設備の積載荷重

ア 地盤沈下などの可能性があるため、考慮した設置方法で対応すること。

3 環境調査

- (1) 反射光調査は、苦情に繋がるケースが想定されるため必ず行うこと。
- (2) 雷などの対策として、アース設置は必ず地上で行うこと。
- (3) 火災や事故などの緊急時の対応について、賃貸人と協議を行うこと。
- (4) 太陽光発電事業以外の活用は原則禁止とする。

4 現有施設との折衝

- (1) 工事後のトラブルを回避するため、工事前に賃借人と賃貸人立会いのもと、現有施設の現地確認を必ず行うこと。場合によっては、補償コンサルタント等の資格保有者の立会いを要請する可能性がある。その場合の費用は、賃借人が負担すること。
- (2) 原則、電気設備は、現有施設と接点を持たないこと。ただし、事前に賃貸人が認めた場合はこの限りでない。
- (3) 高所作業となるので、安全管理対策を万全に行うこと。
- (4) 見学者などの対応は賃借人で行うこと。ただし、見学は賃貸人賃借人協議の上、賃貸人が認めた場合に限る。

5 太陽光発電施設設置前後の管理等

太陽光発電施設の設置・運転・管理を行う際、次の事項について留意すること。

- (1) 事前に施工計画書及び設置完了後の維持管理に係る計画書を賃貸人に提出し、賃貸人の承認を受けること。
- (2) 太陽光発電施設に係る電気工事等県有施設と関わりのある事項については、賃貸人と協議すること。
- (3) 太陽光発電施設が正常に稼働しているか否かが1時間以内に確認ができ、賃貸人から報告を求められた場合、直ちに報告すること。
- (4) 太陽光発電施設に異常があった場合、県有施設及び地域への影響の有無を直ちに賃貸人及び地域住民へ報告又は周知するとともに、異常発生から1時間以内に対応すること。
- (5) 太陽光発電施設の運転・管理に係る定期点検等で県有施設内に入る際には、賃貸人へあらかじめ連絡し、許可を得ること。
- (6) 太陽光発電施設の設置・運転・管理が原因で生じた、全ての事故に対しての損害保険などの保証体制が整っていること。この場合、事故に対する費用は賃貸人は一切負担しない。
- (7) 県有施設に損害を与えた場合、賃貸人の承認する方法で賃借人の責により直ちに復旧すること。

6 その他

- (1) 別添の事業計画書を確実に履行すること。ただし、賃貸人が事前に事業計画の変更を承認した場合はこの限りでない。
- (2) 賃貸借物件内の雑草については、賃借人の責任及び費用負担において処分すること。
- (3) 太陽光発電施設の設置、運転、管理、売電に当たっては関係法令を遵守の上、行うこと。

太陽光発電に係る貸付料算定について

◎施設名称 _____ (行政財産)

◎屋根貸付料(太陽光パネル)

○屋根(土地)評価額の算定

$$\frac{\text{土地の評価額(円)}}{\text{土地の面積(m}^2\text{)}} \times \frac{\text{建物の建築面積(m}^2\text{)}}{\text{建物の延面積(m}^2\text{)} + \text{建物の建築面積(m}^2\text{)}} \times \text{貸付面積(m}^2\text{)}$$

(円未満切捨て) (小数点第3位以下切捨て) (小数第2位まで実測)

$$= \frac{\text{_____}}{\text{_____}} \times \frac{\text{_____}}{\text{_____} + \text{0.00m}^2} \times \text{_____}$$

(円未満切捨て) (小数点第3位以下切捨て)

$$= \frac{\#DIV/0!}{\text{(円未満切捨て)}} \times 1.00 \times 0\text{m}^2$$

$$= \#DIV/0! \times 0\text{m}^2$$

$$= \underline{\underline{\#DIV/0!}}$$

○貸付料の算定

太陽光発電に係る貸付料率については、1.4%(交付金相当分)+消費税とする。

$$\text{式①} \quad \#DIV/0! \times 0.01512 = \frac{\#DIV/0!}{\#DIV/0!} \text{(円未満切捨て)} \dots \text{①}$$

$$\text{式②} \quad \text{貸付面積(m}^2\text{)} \times 100 = \text{貸付料}$$

$$\text{0m}^2 \times 100 = \underline{\underline{\text{円}}} \dots \text{②}$$

$$\text{①と②のいずれか低い額が貸付料の年額となる。} = \underline{\underline{\#DIV/0!}} \dots \text{③}$$

◎土地貸付料(受変電設備)

$$\frac{\text{土地の評価額(円)}}{\text{土地の面積(m}^2\text{)}} \times \frac{6}{100} \times \text{貸付面積(m}^2\text{)}$$

(円未満切捨て) (小数第2位までの実測)

$$= \frac{\text{0円}}{\text{0.00m}^2} \times 0.06 \times \text{_____}$$

(円未満切捨て)

$$= \#DIV/0! \times 0.06 \times 0\text{m}^2$$

$$= \underline{\underline{\#DIV/0!}} \text{(円未満切捨て)} \dots \text{④}$$

◎貸付料合計 ③+④= #DIV/0!

資料 8

件名

県有施設の屋根貸し太陽光発電事業にかかる公募型プロポーザルの実施について（おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾）

伺い) 県有施設の有効活用と自然エネルギーによる地域経済の活性化を図るため、(施設名) 屋根をまとめて借り受けて太陽光発電事業を行う事業者を選定するため、下記のとおり公募型プロポーザルにより実施してよいでしょうか。

御決裁の上は、第 2 案以下により本プロポーザルの公募をしてよいでしょうか。

なお、本事業は、環境エネルギー課との共同により行うものである。

記

1 事業名

県有施設の屋根借りによる太陽光発電事業～おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾～

2 事業内容

(施設名) 屋根を発電事業者へ貸し出し、発電事業者が太陽光発電所を運営するものである。

3 事業実施場所及び面積

以下の(1)及び(2)の施設屋根をまとめて貸し出し、事業者が全量売電事業を行う。

(1) (施設名) (住所)

(建物名) 屋根 約 m²

.

.

(2) (施設名) (住所)

(建物名) 屋根 約 m²

.

.

4 事業実施場所の提供方法

有償貸付（県と県有財産賃貸借契約を締結する）とする。

（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号及び財務規則第 186 条）

5 屋根貸付予定額

（「普通財産（土地、建物）貸付算定基準等について（通知）」4（3）に基づき算定）

(1) (建物名) (円/m²・年) (税抜) 以上

(2) (建物名) (円/m²・年) (税抜) 以上

6 賃貸借期間

20年間（財務規則第190条第1項第3号）

7 事業候補者の選定方法等

(1) 事業候補者選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 公募型プロポーザル方式で実施する理由

本事業では、単に事業候補者へ屋根を貸し太陽光発電事業を行うものにとどまらず、耐震性等施設への影響の少ない工法また施設への貢献策の提案などを事業者へ求める。よって、本事業の推進に当たっては、先進的な工法又は具体的な貢献策など高度な提案能力が必要とされるため

(3) 参加資格

別添募集要領4のとおり

(4) 現地説明会

平成 年 月 日 () 時から

場所：

(5) 参加申込書の提出期限

平成 年 月 日 () 時

(6) 企画提案書提出期限

平成 年 月 日 () 時

(7) プロポーザル審査会予定日

平成 年 月 日 () 時間は申し込み状況により別途指定

(8) 事業候補者の選考

別添「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾プロポーザル審査会審査要領」(案)により行う。

(9) 契約書等

別添契約書案のとおり

(10) 公募予定日

平成 年 月 日 () (主管課においてプレスリリース予定)

(11) 公募方法

別添プレスリリース案及びホームページ案による

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾
プロポーザル審査会 審査要領

1 目的

「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）」に基づき、事業者の企画提案を審査し、当該事業の候補者（以下「候補者」という。）を選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 審査事項

審査会は、企画提案書の提出数5者未満の場合で参加資格（募集要領4）を満たした者または、書面選考（募集要領11）を実施した場合で、選考された者について、その企画提案（募集要領3(3)）内容を本審査要領に定める項目について審査の上、審査委員の合議により、候補者を選定する。

3 審査方法

- (1) 審査は、事業者からの提案書類についてプレゼンテーション又はヒアリングによる評価を行うものとする。
- (2) 評価は、評価項目を5段階で点数化し、各審査委員の評価得点合計を集計する。各審査委員の評価は別紙（評価シート）により行う。

4 審査項目

審査は以下の技術点にかかる項目、配点をもって評価を行う。

ア 事業計画【配点：20点】

- ① 事業計画 [5点]
- ② 経営状況及び運営実績 [5点]
- ③ 屋根借受希望額 [10点]

配点は一例を示す。
政策目的により異なるため、各所属で決定する

価格点については、下記の計算式のとおり屋根借受希望額（借受面積(m²)×借受単価(円/年・m²)（税別））を最大値提示者の屋根借受希望額で除した値に、20点（配点）を乗じて得た値を価格点とする。

（小数点以下切捨）

$$\text{価格点(点)} = \frac{\text{屋根借受希望額(円)}}{\text{最大値提示者の屋根借受希望額(円)}} \times 10(\text{点})$$

イ 事業遂行能力【配点：30点】

- ① 発電設備設置工法 [15点]
- ② 事業実施場所上の工作物撤去費相当額の確保方法 [15点]

ウ 事業波及効果【配点：50点】

- ① 屋根借り施設への貢献策 [35点]
- ② 地域経済への波及 [15点]

5 候補者の決定方法

- (1)各審査員は技術点の審査を行い、得点の高い順に順位づけを行う。
- (2)各審査員が行った順位付けに対し、1位1点、2位2点というように、順位点を付与し、順位点が少ない順に審査会全体の順位づけを行う。
- (3)順位1位の者（最少順位点の者）が総得点の最も高い者と一致している場合は候補者として決定する。
順位1位の者と総得点が最も高い者に相違がある場合、委員会で協議して候補者を決定する。
- (4)なお、順位1位の者の評価得点合計を集計値が満点の6割未満であった場合は候補者を決定しない。

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト
 第〇弾プロポーザル審査委員会名簿（案）

あくまでも一例を示す。所属によって判断すること

学校であれば校長

学校であれば教頭

氏名	役職等	備考
	施設管理者	
	施設管理者補佐	
	施設を管轄する 地方事務所建築課長	
	主管課 係長	
	環境エネルギー課 新エネルギー推進係長	

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾企画提案評価シート

提案者名

評価項目	判断基準(満点となる基準を参考に記載)	満点	倍率	評価点数(評点) 1 ~ 3 ~ 5 <small>(評価特到低)~平均的~(評価特に高)</small>	得点 (倍率×評点)
1 事業計画に関する事項(配点:20点)					
事業実施体制、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等適正に事業が行われるか	事業実施計画が妥当であり、かつ効果的に実施するための工夫が示されている	5	1	1 2 3 4 5	
経営状況及び運営実績に対して適正な遂行能力があるか	事業遂行に必要な経営基盤・経理処理能力を有している	5	1	1 2 3 4 5	
屋根借受希望額	配点 = $\frac{\text{屋根借受希望額(円)}}{\text{最大値提示者の屋根借受希望額(円)}} \times 10(\text{点})$	10			
小計		20			得点小計
2 事業遂行能力に関する事項(配点:30点)					
発電設備設置工法は防水、荷重軽減、景観対策等の工法など屋根等への影響を少なくする工法が提案されているか	施設の構造を十分理解した上で、屋根等への影響を少なくするだけでなく、屋根の機能向上に資する工法の提案がされている	15	3	1 2 3 4 5	
事業実施場所上の工作物撤去費相当額の確保方法は現実的か	事業実施場所上の工作物撤去費相当額の積算方法が妥当であり、確実に確保できる措置を講じている(例:撤去費相当額の納付等)	15	3	1 2 3 4 5	
小計		30			得点小計
3 事業波及効果に関する事項(配点:40点)					
事業実施場所への貢献策は施設にとって有益であるか	借り受ける屋根部分について事業候補者の負担において塗装が施されることに加え、非常用電源等としての活用など施設に対して有益な提案がされている。	35	7	1 2 3 4 5	
地域経済への波及に資する取組であるか	県内事業者による発電事業であり、かつ、発電所の建設、維持管理が県内事業者が請け負っている(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5	1	1 2 3 4 5	
	県内産の機材、資材を活用している(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5	1	1 2 3 4 5	
	金融機関から融資を受ける場合、その内訳について県内金融機関が占める割合毎に加点(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5	1	1 2 3 4 5	
小計		50			得点小計
合計		100			得点合計

選考の理由 (特記事項)	
-----------------	--

審査委員署名



～おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト 第〇弾～
県有施設の屋根借りによる太陽光発電事業者を募集します

県有施設の有効活用と自然エネルギーによる地域経済の活性化を図るため、県有施設屋根を借り受けて太陽光発電事業を行う事業者を募集します。

1 事業の概要

県有施設屋根を事業者に貸し出す太陽光発電事業の実施

2 貸出施設及び面積

以下の(1)及び(2)の施設屋根をまとめて貸し出し、事業者が全量売電事業を行う。

(1) 施設①名称(住所)
(建物名) 屋根 約 m²

(2) 施設②名称(住所)
(建物名) 屋根 約 m²

貸出施設、屋根
に応じて編集

3 事業者の選定方法

長野県公募型プロポーザル方式に準じて選定

なお、事業者募集の詳細は、県ホームページ(下記アドレス)をご覧ください。

(掲載アドレス :)

4 主なスケジュール

- (1) 現地説明会(申込み必要) 平成 年 月 日 () 時から
- (2) 参加申込書提出期限 平成 年 月 日 () 時必着
- (3) 企画提案書提出期限 平成 年 月 日 () 時必着
- (4) プロポーザル審査会 平成 年 月 日 () 時間は別途指定

5 おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトに関する問い合わせ先

環境部環境エネルギー課新エネルギー推進係

電話 026-235-7179

E-mail shin-ene@pref.nagano.lg.jp

この取り組みは、しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)の政策推進の基本方針「1『貢献』と『自立』の経済構造への転換」に基づくものです。

しあわせ信州創造プラン(長野県総合5か年計画)推進中

所属連絡ボックス
(課長) (担当)
電話: (代表)
FAX:
E-mail

主管課連絡ボックス
(課長) (担当)
電話: (直通)
FAX:
E-mail

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクトについて

(※BUNは束ねるという「bunch」の略)

1 プロジェクトの特長

ポイント1 県有財産を戦略的に活用した分散型の太陽光発電事業

- ① 県有施設の未利用スペースを有効活用することにより、新たな収入源の確保（賃料等の収入）
- ② 単独では事業性の少ない小規模施設も、事業性の高い施設とセットで貸し出すことで、効率的な自然エネルギー普及を促進

ポイント2 地域の資源、力（人材・技術）、資金を活かす、地域主導型の自然エネルギー事業

→自然エネルギーの普及と地域経済の活性化の両立

2 プロジェクトの進め方

ステップ1 諏訪湖流域下水道事務所の屋根借りによる太陽光発電事業の知見や事業ノウハウを蓄積し、その手法の普及（第1弾 H24.10.30 公募）

→県がプロデュースしたプロジェクトで得られる技術面・事業運営面などの事業ノウハウを、屋根借り事業者である岡谷酸素株式会社が積極的に公開、さらに、自然エネルギー信州ネットがわかりやすく整理・分析してビジネスモデルを全県へ普及するため三者協定を締結。



(H25.5.31 協定式概要)

ステップ2 第1弾により得られた知見等を活用した太陽光発電事業の普及促進



[ホーム](#) > [暮らし・環境](#) > [温暖化対策](#) > [自然エネルギー](#) > [おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト](#) > おひさまBUNSUNメガソーラープロジェクト第4弾

更新日: 2014年12月25日

県有施設(木曾養護学校及び教職員伊谷住宅)の屋根借りによる太陽光発電事業者を募集します～おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第4弾～

県有施設の有効活用と自然エネルギーによる地域経済の活性化を図るため、県有施設(木曾養護学校及び教職員伊谷住宅)屋根を借り受けて太陽光発電事業を行う事業者を募集します。

1 貸出施設及び面積

以下の(1)及び(2)の施設屋根をまとめて貸し出し、事業者が全量買取期間である20年間借受けて全量売電事業を行う。

(1)木曾養護学校(木曾郡木曾町福島1134-1)

(別紙1) [施設配置図①\(PDF:60KB\)](#)

(別紙2-1) [管理教室棟屋根\(教室側\)\(PDF:673KB\)](#)

(別紙2-2) [管理教室棟屋根\(職員室側\)\(PDF:650KB\)](#) 合計(別紙2-1+別紙2-2) 約645m²

(別紙3) [混合教室棟1屋根 約160m²、混合教室棟2屋根 約267m²\(PDF:1,216KB\)](#)

(別紙4) [体育館屋根\(PDF:520KB\)](#) 約287m²

(2)教職員伊谷住宅(木曾郡木曾町福島1012)

(別紙5) [施設配置図②\(PDF:41KB\)](#)

(別紙6) [伊谷住宅屋根\(PDF:638KB\)](#) 約361m²

2 事業着手時期

工事着手時期の詳細は、事業実施場所の施設管理者と協議の上、決定するものであるが、遅くとも着手から3年以内に発電開始できるよう協議を進めること。

3 出力規模等の指定

低圧とし、固定価格買取制度の平成26年度の調達価格が適用される計画であること。

4 参加方法

以下の募集要領を熟読の上、指定された様式にて申込みしてください。

[募集要領\(PDF:317KB\)](#)

[契約書案①\(木曾養護学校\)\(PDF:265KB\)](#)

[契約書案②\(教職員伊谷住宅\)\(PDF:257KB\)](#)

【様式のダウンロード】

(1)現地説明会(平成27年1月15日(木)13時から)申し込みに係る書類(電子メール、FAX、郵送又は持参)

[【様式3】現地説明会参加申込書\(ワード:20KB\)](#) (期限 平成27年1月15日(木)正午まで)

(2)企画提案参加申し込みに係る書類(郵送又は持参)

[【様式1】企画提案参加申込書\(ワード:16KB\)](#) (期限 平成27年1月21日(水)午後5時必着)

(3)質問に係る書類(電子メール)

[【様式2】募集要領等に関する質問書\(ワード:22KB\)](#) (期限 平成27年1月21日(水)午後5時まで)

(4)事業提案に必要な提出書類(郵送又は持参) (期限 平成27年1月23日(金)午後5時必着)

[【様式4】企画提案書\(ワード:21KB\)](#)

[【様式5】企画提案の概要\(ワード:45KB\)](#)

[【様式6】役員名簿\(ワード:13KB\)](#)

[【様式7】共同企業体の概要\(ワード:18KB\)](#) ※共同企業体で申込む場合のみ提出。

[【様式8】誓約書\(ワード:19KB\)](#)

(その他提出書類)

法人登記簿謄本(3か月以内のもの)、貸借対照表(3期比較)、損益計算書(3期比較)、定款、会社の概要がわかるパンフレット等

(5)その他様式(事業候補者決定後)

[【様式9】入札保証金還付請求書\(ワード:17KB\)](#)

(6)提出部数

上記(4)の提出書類は、各10部(原本1部、コピー9部)提出すること。

5質問回答

6提案に係る書類の提出・申込・問い合わせ先

長野県庁環境部環境エネルギー課新エネルギー推進係 担当大林

〒380-8570長野県長野市大字南長野字幅下692-2

TEL:026-235-7179(直通)

FAX:026-235-7491

メールアドレス:shin-ene@pref.nagano.lg.jp

お問い合わせ

環境部環境エネルギー課

電話番号:026-235-7179

ファックス:026-235-7491

長野県庁 〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 電話:026-232-0111(代表)

Copyright © Nagano Prefecture. All Rights Reserved.

「おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト」第○弾に係る

現地説明会

日時 平成 年 月 日 ()
時 分から

場所

- 1 あいさつ

- 2 説明事項 (30 分)
 - (1) 公募要領について
 - (2) 仕様等について

- 3 質疑

- 4 現地確認

お問合せ先	
電話 :	(直通) (内)
FAX :	
E-mail	

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾に係る現地説明会出席者名簿

現地説明会申込者	担当者名	住所	参加予定人数(人)	備考
		小計	0	
説明者側(県)	役職	氏名	参加予定人数(人)	備考
		小計	0	

小計
合計

0
0

件名

県有施設の屋根貸し太陽光発電事業にかかる公募型プロポーザル審査会の開催について
(おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾)

伺い) 標記の件について、 月 日 () に企画提案参加申込の受付を締め切ったところ、下記の 者から申込みがありました。

つきましては、事業候補者を選定するため、下記のとおりプロポーザル審査会を開催してよいでしょうか。

御決裁の上は、第2案以下により施行してよいでしょうか。

記

1 企画提案申込者

(1)

(2)

2 日時

平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで

3 場所

4 審査会実施方法

資料1及び資料2のとおり

5 事業候補者の選考方法

資料3のとおり

企画提案申込者 様

施設管理者

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾（県有施設等の屋根借りによる太陽光発電事業）を運営する事業候補者選定に係るプロポーザル審査会の開催について（通知）

標記事業に係るプロポーザル審査会を下記のとおり開催しますので、御出席いただくとともに、事業提案について御説明いただくようお願いいたします。

記

1 日時 平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
(10分前には来訪の上、指定する場所で待機願います。)

2 会場
(待機場所)

3 その他

- (1) 提案書や添付資料の要点を簡潔、的確に説明してください。
- (2) 審査会開始時間の5分前までにお越しください。
- (3) プロポーザルの際、パワーポイントシステム等機器を使用する場合はあらかじめ御連絡願います。

その他詳細は別添「プロポーザル審査会におけるプレゼンテーション等の留意点」をご確認願います。

所属名 ()	(担当)
電話 :	(代表)
FAX :	
E-mail	

プロポーザル審査会におけるプレゼンテーション等の留意点

1 プロポーザル審査会におけるヒアリング等の方法

- (1) 審査会当日は審査開始時間の5分前に来ていただき、提案者待合室で待機願います。
(来訪の際、待合室までご案内します。)
- (2) プレゼンテーションをしていただきその後質疑応答とします。
Microsoft Powerpoint 等を用いたプレゼンテーションを予定する場合は、スライドを印刷した資料を、プロポーザル審査会当日(当日持参可)までに10部提出してください。
また、パソコン(Windows7)、スクリーン、プロジェクターは当方にて用意いたしますので、審査会前日までに(所属アドレス)へデータを送信願います。2MB以上の送信となる場合は送信前に(担当〇〇 TEL)へ御連絡願います。(念のため当日もUSBメモリー等に保存した電子データを持参下さい。)
- (3) ヒアリング時間は30分です。(プレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は10分を予定しております。)
- (4) 出席者は任意としますが4名以内でお願いします。
- (5) あらかじめ指定したヒアリング時間については、前後のプレゼンテーション者の審査状況等により多少ずれる可能性がありますので、ご了承願います。
- (6) プレゼンテーションの手法は問いませんが、説明内容は企画提案書の範囲内に限ります。(新しい提案や提案内容の変更はできません。)

2 その他

- (1) 失格又は無効
以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となることがあります。
ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
ウ 本公募にかかる募集要領に違反すると認められる場合
エ その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (2) 提出書類の変更
提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は原則認めません。(誤字、脱字等軽微なものを除く。)なお、提案内容に関して、採用の有無にかかわらず、提出いただいた書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承願います。
- (3) 費用負担
プロポーザル審査会参加に要する経費等は参加者の負担とします。
- (4) 辞退について
参加申込書を提出した後に辞退する際は、辞退届(様式任意)を提出してください。
- (5) 審査結果の通知
審査結果は、事業候補者の選定後、速やかに参加者に文書で通知します。
- (6) 緊急連絡先
TEL (担当携帯)

審査委員の属する所属長 様

施設管理者

県有施設等の屋根借りによる太陽光発電事業を運営する事業候補者選定に係るプロポーザル審査委員会委員について（依頼）

標記の事業を担う事業候補者を選定するおひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾プロポーザル審査委員会を下記により開催します。

つきましては、審査委員として下記職員に出席いただきますよう配慮願います。

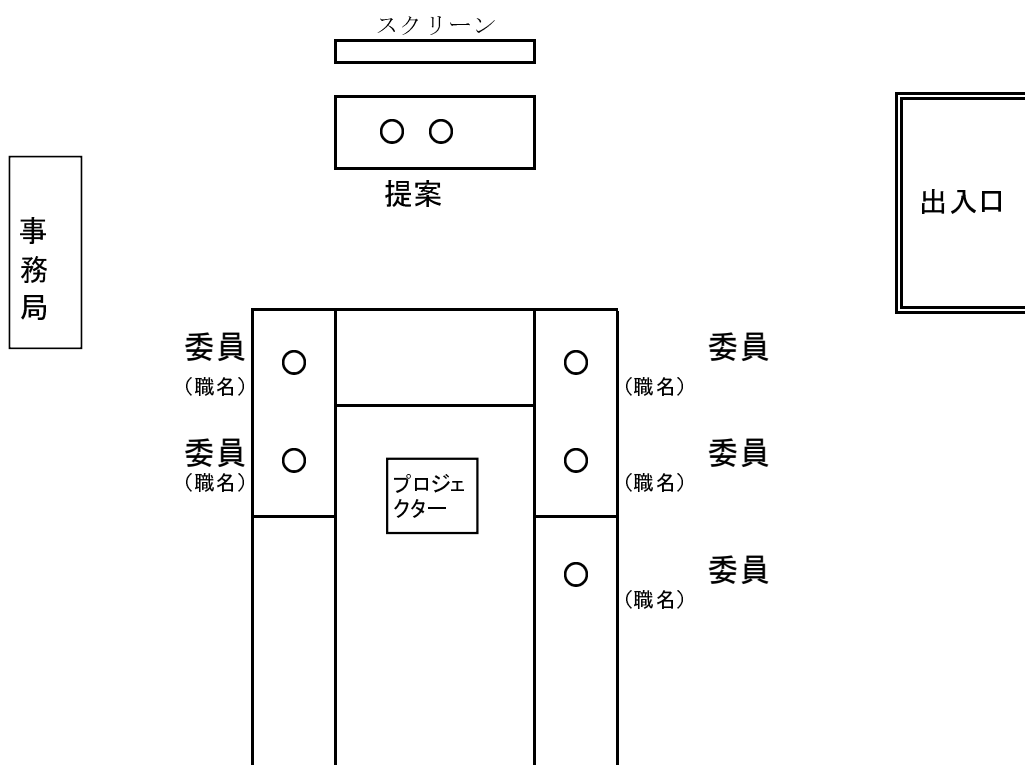
記

- 1 日時 平成 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
- 2 会場
- 3 委員名
- 4 送付資料
 - 資料1 審査会席次図
 - 資料2 審査会実施方法
 - 資料3 審査要領等
 - 資料4 募集要領等
 - 参考 企画提案参加申込者一覧

所属名 () (担当)
電話 : (代表)
FAX :
E-mail

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾
プロポーザル審査会席次図

資料
1



「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾」推進に係る 事業候補者プロポーザル審査委員会実施方法について

日時：平成 年 月 日（ ）
時 分から 時 分まで

会場：

1 提案書提出者〇者

(提案順に記載)

2 会場席次図

資料1のとおり

3 審査方法等(募集要領に基づくプレゼンテーション審査)

(1) 提案者からの提出書類

- ・企画提案書一式、添付書類

(2) 審査の方法

- ・まず始めに、提案者から、提案内容について説明を行います。(20分程度)
- ・その後、委員の皆様から、質疑を行っていただきます。(10分程度)
- ・提案者が退室した後、委員の皆様へ、提案内容にかかる評価(採点)を行っていただきます。
- ・審査結果は、別添評価シートに記載をお願いします。
- ・判断基準、選考の観点等は、資料3(審査要領と評価シート)で御確認をお願いします

(3) 事業候補者決定について

審査会終了後、評価シート取りまとめの上、審査要領5に基づき決定します。

4 当日スケジュール

時間	内容	備考
～ (15分)	委員紹介、審査に係る事前説明	
～ (30分)	A社	企画提案説明/質疑
～ (5分)	採点	提案者退出後
～ (30分)	B社	企画提案説明/質疑
～ (5分)	採点	提案者退出後
～ (10分)	事業候補者の決定等	提案者退出後

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾に係る企画提案参加申込者一覧

申込者(法人名)	担当者名	本店所在地	資本金	営業年数	主な事業内容	県内営業所の有無

事務連絡

平成 年 (年) 月 日

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾
プロポーザル審査委員 様

施設管理者

県有施設等の屋根借りによる太陽光発電事業を運営する事業候補者選定に係るプロポーザル審査会に係る提案書類について (送付)

標記の件について、下記の企画提案参加申込者からおひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾プロポーザル審査にかかる提案書の提出がありましたので、事前に送付いたします。

なお、今回送付いたしました提案書につきましては、取扱注意の上、審査会当日必ず審査会場へご持参いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 企画提案参加申込者 ()
- 2 送付書類 提案書 1部

所属名 ()	(担当)
電話 :	(代表)
FAX :	
E-mail	

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾企画提案内容各社比較一覧

評価項目		判断基準(満点となる基準を参考に記載)	満点	A社	B社	C社
1 事業計画に関する事項(配点:20点)						
事業実施体制、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等適正に事業が行われるか	事業実施体制	事業実施計画が妥当であり、かつ効果的に実施するための工夫が示されている	5			
	資金調達計画			事業費 万円(kW) 建設単価 万円/kW 資金調達方法	事業費 万円(kW) 建設単価 万円/kW 資金調達方法	事業費 万円(kW) 建設単価 万円/kW 資金調達方法
	事業収支見込(20年)					
	工事期間					
経営状況及び運営実績に対して適正な遂行能力があるか	経常利益	過去3年のうち経常利益が黒字である年数	5			
	自己資本比率	50%以上が望ましい				
	運営実績	太陽光施工実績等				
屋根借受希望額	借受面積	配点 = $\frac{\text{屋根借受希望額(円)}}{\text{最大値提示者の屋根借受希望額(円)}} \times 10(\text{点})$	10	m2	m2	m2
	借受単価			(円/年・m2 円/年)	(円/年・m2 円/年)	(円/年・m2 円/年)
2 事業遂行能力に関する事項(配点:30点)						
発電設備設置工法は防水、荷重軽減、景観対策等の工法など屋根等への影響を少なくする工法が提案されているか		施設の構造を十分理解した上で、屋根等への影響を少なくするだけでなく、屋根の機能向上に資する工法の提案がされている	15			
事業実施場所上の工作物撤去費相当額の確保方法は現実的か		事業実施場所上の工作物撤去費相当額の積算方法が妥当であり、確実に確保できる措置を講じている(例:撤去費相当額の納付等)	15			
3 事業波及効果に関する事項(配点:50点)						
事業実施場所への貢献策は施設にとって有益であるか		借り受ける屋根部分について事業候補者の負担において塗装が施されることに加え、非常用電源等としての活用など施設に対して有益な提案がされている。	35			
地域経済への波及に資する取組であるか	発電事業者	県内事業者による発電事業であり、かつ、発電所の建設、維持管理が県内事業者が請け負っている(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5			
	建設工事					
	維持管理業者					
	県内産の機材、資材を活用している(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)			5		
金融機関から融資を受ける場合、その内訳について県内金融機関が占める割合毎に加点(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)			5			
合 計			100	90		

資料21

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾 提案者経営状況比較表

		指標	A社
自己資本比率=A/B*100	総資本のなかに占める自己資本の割合。一般的にはこの数値が高いほど借金への依存度が低く、お金の集め方が健全といえる。	50以上	#DIV/0!
固定比率=C/A*100	設備投資が返済のいらぬ自己資本でまかなわれているかどうかを示す。	100以下	#DIV/0!
固定長期適合率=C/E*100	固定資産への投資が長期的負債と自己資本の範囲内でまかなわれているかどうかを示す。	80以下	#DIV/0!
流動比率=F/G*100	短期的な負債を返済しても手元に残るだけの流動資産があるかどうかで、資金繰りに余裕があるかどうかを判断できる。	150以上	#DIV/0!
当座比率=H/G*100	換金性の高い当座資産で緊急時の短期的な負債を返済できるかどうかを示す。	100以上	#DIV/0!
総資本回転率=I/B	経営活動のために使われた資金が、年間に何回転して、売上として回収されたかで、ビジネスの効率を示す。	2回以上	#DIV/0!
売上債権回転率=I/J	売上債権(受取手形や売掛金)は早く現金化することが望ましい。売上に占める売上債権が年間何回転するかによって、適正かどうかを示す。	6回以上	#DIV/0!
固定資産回転率=I/C	固定資産の利用度や投資効果を示す。低すぎると過剰投資だが、高すぎるのも投資効率に問題あり。	2.5回以上	#DIV/0!
純資産経常利益率=K/B*100	会社全体の活動でどれだけ利益をあげられたかを示す。	5以上	#DIV/0!
自己資本利益率=L/A*100	自己資本を使ってどれだけ利益をあげられたかを示す。	10以上	#DIV/0!
売上高営業利益率=M/I*100	本業である営業活動が有効に行なわれ、利益が出ているかどうかを示す。	5以上	#DIV/0!

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトプロポーザル第〇弾審査会
 (事前説明) 進行要旨

【 ~ 】

<p>はじめに 00:00 (進行: 〇〇)</p>	<p>〇本日は、大変お忙しい中、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾プロポーザル審査会にご出席いただきありがとうございます。 私は、事務局の進行役を務めさせていただきます〇〇課〇〇と申します。 <資料の確認> ・配布資料(企画提案書一式、評価シート、次第(席次図、審査会実施手順、審査要領、募集要領)、参考) 〇それでは、プロポーザル審査会事前打合せを始めます。 本日の審査会は、ここにお集まりいただきました〇名の委員の皆様により行います。どうぞよろしく願いたします。</p>
<p>自己紹介 00:03</p>	<p>〇次第に沿って進めさせていただきますが、まず、今回が初めての顔合わせということもございますので、委員各位より所属・職、氏名等自己紹介をお願いしたいと存じます。 (各委員 自己紹介)</p>
<p>事前説明 00:05</p>	<p>〇ありがとうございました。 つづきまして、次第1(2)事務局説明事項について説明いたします。 まず、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトの概要につきまして、簡単に説明いたします。 ・本事業は県有施設の屋根貸し太陽光発電事業、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾に位置付けられております。 第一弾は諏訪の豊田終末処理場屋根において岡谷酸素(株)</p>

<p>00:07 審査会運営</p>	<p>が屋根借りによる太陽光発電事業をすでに行っておりますが、屋根貸しのノウハウや知見を県内に普及させることを目的として公共性の高い事業者を募集しました。</p> <p>本事業を含め第2弾目以降については、第一弾で得られたノウハウをもとに推進していくとともに、単に自然エネルギーを導入することが目的ではなく、その導入によって県有施設が有する課題の解決につながる事業になることが望ましいと考えております。</p> <p>本日の審査についてはこういった観点も踏まえてご審議いただけたらと思います。</p> <p>○つづきまして本会の進め方について説明いたします。</p> <p>まず、お手元に配布してある資料のうち、右上に「資料2」と印字された資料をご覧ください。3分</p> <p>① 審査手順、スケジュールについて説明。</p>
<p>00:10 審査方法</p>	<p>続いて配布してあります審査シートをご覧ください</p> <p>② 評価シートの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価シートは3枚配布しております。右下に署名欄がありますのでそれぞれに記入をお願いします。 また提案者名が右上に記載されていますので、該当する提案者のシートを使用してください ・ 次に評価方法ですが、評価項目大きく3つに分かれております。それぞれの項目について評価点数(1~5)のいずれか一つに○をお願いします。 評価につきましては、既に提出されている企画提案書の内容について審査していただき、原則本会での提案者による新たな提案は評価対象としません。ただし、企画提案書の記載内容だけでは不明な点等あれば提案者へ確認の上、各委員の主観的な御判断で評価シートへの反映をお願いいたします。 ・ 説明者の得点は、それぞれの評価項目に係る倍率に先ほどの評価点数をかけたものを右端の欄へ記入願います。なお、形式的に判断できる屋根借受希望額の得点については事前に評価シートへ入力してありますのでご確認願います。 ・ 各項目の得点及び得点小計を記載の上、得点合計の算出をお願いします。 ・ 最後に○者の提案説明が終了した時点で○者の得点合計を比較していただき、順位点の欄へ 順位を記載願います。この際、得点合計が一番高いものを1としてください。 <p>次に事業候補者の決定方法について説明します。</p>

<p>00:14 企画提案書の 閲覧</p>	<p>各委員の順位点の合計値が最小の者を事業候補者と決定します。なお、順位点の合計値が同点若しくは、順位点の合計値最小者と各委員の得点合計値の最大の者が一致しない場合、本審査会において協議の上事業候補者の決定を行います。</p> <p>○以上、事務局からの説明となりますが、その他、この場で確認等しておくことがあれば、お願いします。(なければ説明者入室)</p>
--------------------------------	---

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトプロポーザル審査会 進行要旨

【 〇時〇分～ 審査会】

<p>開会 (進行:〇〇) 00:15</p>	<p>(A社 入室)</p> <p>○これより、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトプロポーザル審査会を始めます。</p> <p>○私は、本日の進行役を務めさせていただきます長野県 〇〇課 〇〇と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>○それでは審査に入る前に企画提案にかかる留意事項をもうしあげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説明は 20 分程度といたします。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らします。 ・ また、説明終了後、10 分程度質疑を行います。こちらにつきましても時間経過時にベルを鳴らしますので御承知ください。
<p>審査開始 00:17</p>	<p>●それでは、A社様、プレゼンテーションをお願いします。</p> <p>※説明時間は20分間。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らす。</p>
<p>質疑開始 00:37</p>	<p>●それでは、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>※質疑時間は10分程度。時間経過時にベルを鳴らす</p>
<p>審査終了 00:47</p>	<p>●時間ですので質疑を終了します。A社様 お疲れ様でした。審査結果は、後日連絡いたします。御退出をお願いします。</p>

	<p>(A社 退室)</p> <p>○委員の皆様、評価シートへ記入をお願いします。(5分間)</p>
<p>開会</p> <p>00:55</p>	<p>(B社 入室)</p> <p>○これより、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトプロポーザル審査会を始めます。</p> <p>○私は、本日の進行役を務めさせていただきます長野県 ○○課 ○○と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>○それでは審査に入る前に企画提案にかかる留意事項を申し上げます</p>
<p>審査開始</p> <p>01:00</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説明は 20 分程度といたします。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らします。 ・また、説明終了後、10 分程度質疑を行います。こちらにつきましても時間経過時にベルを鳴らしますので御承知ください。 <p>●それでは、B社様、プレゼンテーションをお願いします。</p>
<p>質疑開始</p> <p>01:20</p>	<p>※説明時間は20分間。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らす。</p> <p>●それでは、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。</p>
<p>審査終了</p> <p>01:30</p>	<p>※質疑時間は10分程度。時間経過時にベルを鳴らす</p> <p>●時間ですので質疑を終了します。B社様 お疲れ様でした。審査結果は、後日連絡いたします。御退出をお願いします。</p>

	<p>(B社退室)</p> <p>○委員の皆様、評価シートへ記入をお願いします。(5分間)</p>
<p>開会 01:35</p>	<p>(C社入室)</p> <p>○これより、おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクトプロポーザル審査会を始めます。</p> <p>○私は、本日の進行役を務めさせていただきます長野県〇〇課〇〇と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>○それでは審査に入る前に企画提案にかかる留意事項を申し上げます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の説明は20分程度といたします。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らします。 ・ また、説明終了後、10分程度質疑を行います。こちらにつきましても時間経過時にベルを鳴らしますので御承知ください。
<p>審査開始 01:40</p>	<p>●それでは、C社様、プレゼンテーションをお願いします。</p> <p>※説明時間は20分間。終了1分前にベルを1回、20分経過時にベルを2回鳴らす。</p>
<p>質疑開始 02:00</p>	<p>●それでは、質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>※質疑時間は10分程度。時間経過時にベルを鳴らす</p> <p>●時間ですので質疑を終了します。C社様 お疲れ様でした。審</p>

<p>審査終了 02:10</p>	<p>査結果は、後日連絡いたします。御退出をお願いします。</p> <p>(C社退室)</p> <p>○委員の皆様、評価シートへ記入をお願いします。(5分間)</p>
<p>意見交換等 02:15</p>	<p>○以上をもちまして、全てのプロポーザルが終了しました。 委員の皆様、評価シートへ記入をお願いします。 この後、事業候補者を決定する採点を行うため、評価シートを回収したいと思います。採点が終了した委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>○評価シートが全て揃いました。集計作業を行いますので少々お待ちください。</p>
<p>02:20</p>	<p>結果を発表いたします。</p> <p>順位点 一位(最小の者) 二位 三位</p> <p>総得点順位 一位(最高の者) 二位 三位</p> <p>ケース A) 順位点の最小者と総得点の最高得点者が一致しておりますので、事業候補者を〇〇者に決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ケース B) 順位点の最小者と総得点の最高得点者が一致していないので、審査要領にのっとり本委員会で協議して候補者を決定したいと思います。</p> <p>進行については(施設名)の〇〇(施設管理者)にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>○長時間にわたり、熱心なご審議をいただき、ありがとうございました。以上をもちましてプロポーザル審査会を終了させていただきます。</p>

	<p>きます。</p> <p>○本日はありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">(終)</p>
--	---

「おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト」第○弾に係る

プロポーザル審査会 次第

日時 平成 年 月 日 ()
時 分から 時 分まで
場所

- 1 事前打ち合わせ (15 分程度) ~
 - (1) 委員紹介
 - (2) 事務局説明事項
審査会実施方法について

- 2 プロポーザル審査会 (90 分程度) ~
 - (1) 事業者による提案説明及び質疑 (提案順)
 - ・ A 社 (提案 20 分、質疑 10 分) 以下同じ
 - ・ B 社
 - ・ C 社
 - (2) 採点及び事業候補者の決定 (10 分程度)

- 3 その他 (配布資料)
 - 資料 1 委員席次図
 - 資料 2 審査会の実施方法
 - 資料 3 審査要領
 - 資料 4 募集要領等

様式9-1号

評価内容			A社					B社					C社							
評価項目	項目内訳	満点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	委員 会評 価	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	委員 会評 価	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	委員 会評 価
事業計画に関する事項(配点:20点)	事業実施体制、資金調達計画、事業収支見込、工事期間を含めた全体スケジュール等適正に事業が行われるか	5						0						0						0
	経営状況及び運営実績に対して適正な遂行能力があるか	5						0						0						0
	屋根借受希望額(裁量の余地なく、客観的であるため事前に入力しておく)	10						0						0						0
小計		20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業遂行能力に関する事項(配点:30点)	発電設備設置工法は防水、荷重軽減、景観対策等の工法など屋根等への影響を少なくする工法が提案されているか	15						0						0						0
	事業実施場所上の工作物撤去費相当額の確保方法は現実的か	15						0						0						0
小計		30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業波及効果に関する事項(配点:40点)	借り受ける屋根部分について事業候補者の負担において塗装が施されることに加え、非常用電源等としての活用など施設に対して県内事業者による発電事業であり、かつ、発電所の建設、維持管理が県内事業者が請け負っている(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	35						0						0						0
	県内産の機材、資材を活用している(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5						0						0						0
	金融機関から融資を受ける場合、その内訳について県内金融機関が占める割合毎に加点(例:1割=1点、5割=3点、10割=5点)	5						0						0						0
		5						0						0						0
小計		50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

/500

/500

/500

様式9-2号

評価点集計結果(順位)

順位点	業者名	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	平均順位		順位のパラつき			
							平均(F)	Fの順位	最高位(G)	最低位(H)	順位差(G,Hの差)	標準度
0	A社						###					
0	B社						###					
0	C社						###					

【標準度】
 順位差が0~1 ◎
 順位差が2~3 ○
 順位差が4~5 ●

様式9-3号

評価点集計結果(点数)

	企画提案書提出業者名
A	A社
B	B社
C	C社

評価点順位	業者名	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	委員会計	
							合計	平均点
	A社	0	0	0	0	0	0	0
	B社	0	0	0	0	0	0	0
	C社	0	0	0	0	0	0	0
平均点		0	0	0	0	0	0	

件名

県有施設の屋根貸し太陽光発電事業にかかる公募型プロポーザル審査結果について
(おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾)

伺い) 標記の件について、○月○日()に企画提案参加申込のあった○者について、プロポーザル審査委員会を開催し、提案内容について審査したところ、結果は別紙のとおりとなりました。

つきましては、下記1の者を随意契約相手方候補者として選定するとともに、「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾 県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領5(3)」に基づき提案者に審査結果を通知してよいでしょうか。

御決裁の上は、第2案以下により施行してよいでしょうか。

記

1 随意契約相手方候補者

○社(住所:) (代表名)

2 非選定者

(1) ○社

(2) ○社

A 社

代表 様

長野県 (施設管理者名)

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾にかかる企画提案書の審査結果について (通知)

企画提案書を提出いただいた下記の事業について、貴社の企画提案書を採用しましたので通知します。

なお、契約手続きについては、事業計画等について詳細な協議を進めていくこととし、県が最終的に承認した場合、契約を締結することとする。

記

1 対象事業

事業名 おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト 第〇弾

2 掲示予定日

平成 年 月 日 ()

3 採点結果 (集計)

別紙のとおり

所属名 ()	(担当)
電話 :	(代表)
FAX :	
E-mail	

B、C社

代表 様

長野県 (施設管理者名)

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾にかかる企画提案書の審査
結果について (通知)

企画提案書を提出いただいた下記の事業について、貴社の企画提案書は採用されなかった
ので通知します。

なお、この通知をした日の翌日から起算して10日 (長野県の休日を定める条例 (平成元年
条例第5号) 第1条に規定する県の休日を含まない。) 以内に、書面により、非採用理由につ
いて説明を求めることができます。

記

1 対象事業

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト 第〇弾

2 掲示予定日

平成 年 月 日 ()

3 採点結果 (集計)

別紙のとおり

所属名

()

(担当)

電話:

(代表)

FAX:

E-mail

おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾企画提案書審査結果表

1 事業候補者の決定方法

- (1) 技術点の審査を行い、得点の高い順に順位づけを行う。
 (2) 順位付けに対し、1位1点、2位2点というように、順位点を付与し、順位点が少ない順に順位づけを行う。
 (3) 順位1位の者（最少順位点の者）が総得点の最も高い者と一致している場合は候補者として決定する。順位1位の者と総得点の最も高い者に相違がある場合、審査委員会で協議して候補者を決定する。

2 評価点等

審査結果通知の時点では社名は非公表。通知する相手方の

	A社 (事業候補者:1位)	B社 (非採用者:2位)	C社 (非採用者:3位)
順位点			

審査項目	評価項目	配点	A社 (事業候補者:1位)	B社 (非採用者:2位)	C社 (非採用者:3位)
事業計画	事業計画	25			
	経営状況及び運営実績	25			
	屋根借受希望額	100			
	小計	150	0	0	0
事業遂行能力	発電設備設置工法	75			
	工作物撤去費相当額の確保	75			
	小計	150	0	0	0
事業波及効果	屋根借り施設への貢献策	125			
	地域経済への波及	75			
	小計	200	0	0	0
評点の合計結果		500	0	0	0

3 審査結果

順位点1位の者と総得点の最も高い者が一致したため、A社を事業候補者とすることに決した。

OR

順位点1位の者(A社)と総得点の最も高い者(B社)と一致しなかったため、審査委員会で協議を行い、順位点1位の者(A社)を事業候補者とすることに決した。

公募型プロポーザル方式による企画提案書審査結果一覧表

業務名	おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾
応募者数	〇者
委員会の構成 委員	〇〇長 他〇名(詳細は、別表のとおり)
評価基準	・事業計画及び事業遂行能力を踏まえ確実かつ効果的に本事業を遂行できる提案か ・施設への貢献策等本事業による波及効果は有益である提案か
評価結果 採用者 評価点集計結果(点数) 評価点集計結果(順位)	A社 〇〇点 〇名中〇名が1位とした。また、平均順位は〇〇で〇位。
企画提案を求める 具体的内容	〇〇施設の屋根を活用して太陽光発電事業を行うことについて、主に ①事業実施体制、全体スケジュール等適正に事業が行われるか ②経営状況及び運営実績に対して適正な遂行能力があるか ③県の基準を超える屋根借り受け希望額か ④発電設備設置工法は防水、景観等屋根への影響を少なくする工法が提案されているか ⑤工作物撤去費相当額の確保はされているか ⑥本事業による施設への貢献策は施設にとって有益か ⑦本事業による地域経済への波及効果は見込めるか 等が実施されることにより、県内における自然エネルギー普及と合わせて、経済の活性化の両立を図る。
企画提案で評価された点	本事業を遂行するにあたり事業計画の確実性、提案内容の先進性が評価された。
総合的判断	A社を公募要領5(6)に定める本事業における随意契約相手方候補者とする。 詳細は、審査結果(9-1～9-3)のとおり

BUN SUNプロジェクト第〇弾プロポーザル審査会 質疑要旨

平成 年() 月 日()

提案者名: A社

質 問 内 容	回 答 内 容
【〇〇委員】	【提案者】
【△△委員】	【提案者】

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト第〇弾 企画提案の概要

1 事業候補者

A 社 (住所) 代表者職・氏名

2 想定最大出力

〇〇施設 〇kW (借受面積 m²)
 △△施設 △kW (借受面積 m²)

3 屋根借受希望額 (受変電設備設置土地使用料を除く。)

(1) 〇〇施設屋根 年額 円(税別) (円/m²・年)

(2) △△施設屋根 年額 円(税別) (円/m²・年)

4 貢献策等

(提案概略)

→ (具体内容を記載)

→

→

→

5 借受場所(屋根)上の工作物撤去費相当額の確保

件名

「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第○弾」に係る事業候補者が行う国の固定価格買取制度の太陽光発電設備の設備認定申請に必要な土地建物利権者による証明について

伺い) 標記の件について、平成 26 年 4 月 1 日以降の固定価格買取制度の運用変更 ((資料 34) 2 (2) 参照) により、事業候補者が「県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領 3 (2) ケ」に記載する国の設備認定を取得するために必要であるため、下記事業候補者へ証明書を発行してよいでしょうか。

御決裁の上は、第 2 案以下により施行してよいでしょうか。

記

1 事業候補者

A 社 (住所) 代表者職氏名

但し、証明は一時的なもの (資料 35 中参考資料 1 (2) 注意事項を参照)。

認定後、270 日以内に賃貸借契約締結の上、経産省へ提出しないと認定は失効する。

平成26年度の認定運用を変更します

固定価格買取制度の認定について、平成26年4月1日に到達した申請から、以下の通り運用を変更します。

1. 場所及び設備の確保に関する期限の設定について

経済産業省では、「認定を受けながら理由なく着工に至らない案件がある」との指摘を受けて、平成25年9月から、平成24年度中に認定を受けた運転開始前の太陽光発電設備(400kW以上)に対し法に基づく報告徴収を実施したところ、認定後1年弱の期間を経てもなお場所も設備も確保されておらず、買取価格を維持することが妥当とは思われない案件の存在が明らかとなりました。

このため、平成26年4月1日以降に認定の申請が到達した案件に対しては、認定後180日を経てもなお場所及び設備の確保が書類により確認できない場合、認定が失効するよう、運用することとします。具体的な措置内容は、以下の通りです。

- (1) 対象設備 : 50kW以上の太陽光発電設備
- (2) 確認内容 : 認定に係る場所及び設備の確保の有無
- (3) 確認のために要する書類:
 - ①場所関係 : 登記簿謄本
設備を設置する土地等が他人所有(当該認定者との共有を含む。)の場合は、登記簿謄本に加え、当該認定者に当該土地等を使用する権原が当該設備の運転期間中において帰属することを示す契約書等の書面
 - ②設備関係 : 契約書、若しくは発注書及び発注請書、又は自ら製造していることを証明する書面
- (4) 書類の提出方法 :
申立書と(3)の書類を、認定を受けた各経済産業局に下記期限までに提出(必着)
- (5) 書類の提出期限 :
認定書に記載された認定日の翌日から起算して180日後(この日が、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とする)
- (6) 書類の提出がない場合の効果 :
認定は失効する。再度認定を受ける場合は、改めて認定申請が必要
- (7) 例外的措置 :
 - ①電力会社との連系協議が長引く場合
 - ア)電力会社への接続契約の申込みの受領から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降(5)の期限までの間に、90日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書を(5)の期限までに提出すること(必着)により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して270日後まで延長する。
 - イ)上記ア)の措置を受けた場合において、電力会社への接続契約の申込みの受領から連系承諾通知の発信までの期間が、認定日以降、ア)の措置により付与した期限までの間に、180日を超えた事実がある場合は、電力会社による証明書をア)の措置により付与した期限までに提出すること(必着)により、期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して360日後まで延長する。
 - ②被災地域にて申請する場合
認定に係る場所が、東日本大震災の被災地域(※)に該当する場合は、(5)の期限を、認定書に記載された認定日の翌日から起算して360日後(①の例外的措置との併用は不可)とする。

(※)本措置における被災地域

①原子力災害被災地域(避難指示区域及び避難指示が解除された地域を含む市町村)

…福島県(川俣町、田村市、飯館村、葛尾村、川内村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町)

②津波浸水地域(津波で甚大な被害を受け、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村)

…岩手県(洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市)、宮城県(気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限る)、名取市、岩沼市、亶理町、山元町)、福島県(新地町、相馬市、南相馬市、いわき市)、茨城県(北茨城市)

2. 地権者の証明書の取り扱いについて

認定の後、共有者全員の同意が存在していないことが明らかになるケース、地権者が同一の土地に関し複数の者に同意書を発行しているケースなど、場所の確保を巡ってトラブルが発生しています。このため、他の共有者を含む地権者の同意が存在することの確認を、以下のとおり徹底することとします。

(1) 対象設備 : 50kW 以上の太陽光発電設備

(2) 提出書類の強化 (土地の共有関係等)

- ・ 認定申請時点で、設置場所に係る土地等を所有せず、又は賃借せず、若しくは地上権の設定を受けていない場合には、当該土地等の登記簿謄本(写しで可)、及び、当該土地等を譲渡し、又は賃貸し、若しくは地上権を設定する用意がある旨の権利者の意思を示す書面(以下「権利者の証明書」という。)の提出を求める。
- ・ 設置場所に係る土地等が共有に係る場合(認定申請者が共有者の一であると否とを問わない。)には、認定申請時点で、当該土地等の登記簿謄本に現に権利者として表示されている共有者全員の名簿、及び認定申請者を除く当該共有者全員の権利者の証明書の提出を求める。

(3) 複数の権利者の証明書が確認される場合の扱い

- ・ 認定の審査に当たり、同一の土地に関し、両立しないと認められる複数の権利者の証明書が発行されていることが確認された場合は、当該申請を行った者は、当該権利者の証明書の発行者から、最終的な意思に基づく同意を一に決定したことを証する文書入手し、認定に係る経済産業局に対し文書で提出されるまで、認定の審査を留保する。

3. 分割案件の取り扱い

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割した場合(以下「分割案件」という。)、①本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平、②電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁の発生、③不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性の発生等の問題が発生することとなるほか、④今回新たに運用が開始される条件付き認定を回避することにもなります。

こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割により発生しうるため、一律に運用し、分割案件については、関連する該当発電設備をまとめて一つの認定申請案件とするなど、適正な形での申請を求めることとし、これに応じない場合は認定をしないものとします。

なお、「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置しようとするもの」に該当するかどうかは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生の程度等を実質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合もあります。

- ・ 実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること
- ・ 当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

「3. 分割案件の取り扱い」に関する質疑応答について

Q 1 今回の運用改正でどのようなことが変わるのか。

平成 26 年 3 月 31 日の省令改正により、新たな認定基準として、「特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」が付け加えられました。これにより、事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割するような「分割案件」は、認定を行わないこととしました。

Q 2 分割案件を禁止する背景は何か。

事実上、同一の事業地における大規模設備を意図的に小規模設備に分割することにより、主として、以下に掲げる 4 つの問題が発生するため、これらを防止することを目的としています。

- 本来、適用されるべき安全規制が実質的に回避されること
- 本来、発電事業者側で手当てすべき接続に当たっての補機類の整備が、電力会社側に結果的に転嫁され、特定原因者のための電気料金上昇を招く恐れがあること
- 本来であれば、必要のない電柱や電力メーター等が分割接続のためだけに新たに必要となること
- 50kW 以上の太陽光発電に課される土地及び設備の 180 日以内の確保義務等の履行逃れに悪用される恐れがあること

Q 3 分割案件とはどのようなものか。

分割案件に該当するか否かは、下記に沿って判断します。なお、下記に形式的に該当する場合であっても、分割によって回避される法規制の有無、社会的非効率の発生程度等を実質的に評価し、分割案件に該当しないと判断する場合がありますのでご注意ください。

- 実質的に同一の申請者から、同時期又は近接した時期に複数の同一種類の発電設備の申請があること
- 当該複数の申請に係る土地が相互に近接するなど、実質的に一つの場所と認められること

Q 4 「分割」とは、大規模発電設備を低圧に分割する場合だけでなく、高圧に分割する場合も含まれるのか。

「一つの場所において複数の再生可能エネルギー設備を設置」する案件を対象としているため、低圧に分割する場合のみならず、高圧を高圧に分割するものや、特別高圧を高圧又は低圧に分割する場合も含まれます。

Q 5 「実質的に同一の事業者」とは、どのような考え方で審査されるのか。

形式的に名義が異なる場合でも、認定の申請者、発電事業者、土地の所有者等の状況を勘案し、実態として同一の事業者が事業用地を分割して行っていると思われる案件については、「実質的に同一の事業者」とします。

Q 6 実質的に同一の場所における事業を、複数の発電事業に分けて認定申請することは認められないのか。

隣接若しくは近接している複数の事業地であって、総体としてみて実質的に一つの事業地と捉えられる土地で行う発電事業を、実質的に同一の事業者が、複数の発電事業に分割して申請（「分割申請」）することは認められません。

隣接若しくは近接する事業用地であっても、それぞれの事業用地の所有者が明らかに異なる場合は、「分割申請」には当たりませんが、会社員や親族の名義を利用するなど、明らかに「分割申請」を回避するために所有者を分けているとみなせるような場合は、実質的に同一の事業用地とみなしますのでご注意ください。

Q 7 一旦、認定が取得できれば、分割案件ではなかったものとして将来的にも認定が揺らぐことはないか。

どのような認定であっても、認定後の時点で、認定基準が充足されなくなったと認められれば、認定が取り消される可能性があります。

分割案件の場合、例えば、認定のために、敢えて形態を変えて申請を行ったとしても、認定取得後に、軽微変更届出や変更認定申請の審査事務又は電力会社への事実確認等を通じて、その時点で実質的に分割案件として事業が行われることと認められる場合には、事後的に当該認定が取り消される可能性があります。

平成 27 年 3 月 25 日
資源エネルギー庁

場所及び設備の確保に関する期限の設定について

平成 26 年度以降、50kW以上の太陽光発電設備について、認定時に場所及び設備が確保されていない申請については、認定後の一定の期限内に場所及び設備の確保が確認できない場合には認定が失効する条件を付して、認定しています。

今般、電力会社に対し接続検討申込みと同時に接続契約申込みが可能となったことで、電力会社による接続検討の期間（90日間）が接続契約申込み以降になったことから、平成 27 年 4 月 1 日以降の認定から以下のとおり運用します。

対象設備：50kW以上の太陽光発電設備

対象手続：以下の申請に係る認定時に場所及び設備が確保されていない場合

- ①電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）第 6 条第 1 項の認定申請。
- ②運転開始前の発電設備に係る法第 6 条第 4 項の変更認定申請のうち以下に該当する場合であって、かつ申請時点で、条件が付されていない又は付された条件が解除済である場合に限る。
 - ・ 前回の認定時から設備所在地の地番に、新たな増加があった場合
 - ・ 太陽電池の仕様（メーカー、種類、変換効率、型式番号）が変更若しくは追加される、又は太陽光パネルの数量が増加する場合

失効期限：認定日（上記②の場合における変更認定日を含む）の翌日から起算して270日後の日を失効期限とする。

ただし、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長する。

また、被災地域※にて申請する場合、当初から、認定日の翌日から起算して450日後の日を失効期限とする（上記の接続契約に要する期間による延長は適用しない）。

※ 本措置における被災地域

①原子力災害被災地域（避難指示区域及び避難指示が解除された地域を含む市町村）

…福島県（川俣町、田村市、飯舘村、葛尾村、川内村、南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町）

②津波浸水地域（津波で甚大な被害を受け、内陸部への集団移転等が必要となった地区を含む市町村）

…岩手県（洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市）、宮城県（気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市（宮城野区、若林区、太白区に限る）、名取市、岩沼市、亘理町、山元町）、福島県（新地町、相馬市、南相馬市、いわき市）、茨城県（北茨城市）

認定に付される条件

1. 被災地域以外の場合

認定日の翌日から起算して270日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必着）。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

なお、期限が270日後の日の場合であって、電力会社による接続契約の申込みの受領から接続契約締結までの期間（以下「接続契約に要する期間」という。）が、180日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して360日後の日まで延長することとし、また、この延長が行われた場合において、接続契約に要する期間が270日を超えた事実がある場合は、期限を、認定日の翌日から起算して450日後の日まで延長します。

この期限の延長を申し出る場合には、期限までに、別紙2の電力会社による証明書を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局に提出すること（必着）。

※ この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とします。

2. 被災地域の場合

認定日の翌日から起算して450日後の日（以下、「期限」という。）※までに、①土地の取得・賃借等により認定に係る場所が確保されていること、及び、②認定に係る仕様での設備の発注が行われていること、又は、③再生可能エネルギー電気の供給を開始していること、を証する書類（以下、「証拠書類」という。）を、別紙1の申立書とともに、認定を受けた各経済産業局へ提出すること（必着）。

期限内に証拠書類が提出されない場合、又は期限内に証拠書類が提出された場合でも、審査の結果、証拠書類が上記①及び②、又は③の事実を証するに足りると認められない場合には、本認定は、期限の翌日以降将来にわたり失効します。

また、期限内に証拠書類が提出された場合には、審査が行われている期間中（当該書類の提出から、受理印付き申立書の写し又は失効通知書が到達するまで）は、期限が延長されたものとみなします。ただし、当該期間中の証拠書類の追加提出は認めません。

証拠書類の審査に要する標準処理期間は30日間とします。

※ この日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する休日の場合には、翌開庁日とします。

申立時に必要となる証拠書類について

1. 認定に係る場所を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）所有権又は地上権を有している（登記済）場合

発電事業者が、認定に係る場所において所有権又は地上権を有しており、当該権利が登記済である場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記事項要約書、又は、一般財団法人 民事法務協会がWEB上で行っている登記簿情報提供サービスからのデータの写しは、法的証明力ががないため、認められない。
- 登記識別情報通知書、又は、権利書は、共有関係が確認できないため、認められない。
- 上記のほか、公正証書や納税証明書も登記簿謄本を代替することはできない。

（２）上記（１）以外の場合

（１）に該当しない場合、次の証拠書類を提出すること。具体的な例としては、所有権又は地上権を有しているものの未登記の場合や、地権者と賃貸借等の契約を締結している場合をいう。

●当該土地又は建物に係る登記簿謄本の写し

…報告時点における最新の権利関係が分かるもの。

●当該土地又は建物に係る所有権又は地上権の取得、若しくは賃貸借権取得等に係る契約書

○共有者関係書類一式

…土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合には、共有者の一覧表及び共有者全員（発電事業者以外の共有者）の当該発電事業の実施に係る同意が確認できる書類。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

注意事項

- 登記簿謄本については、上記１．（１）の注意事項に準じる。
- 契約書については、当該場所の登記簿謄本上の所有権者又は当該場所の処分権を有する者との間の契約であることが必要。但し、処分権を有する者との間の契約については、登記簿謄本に加えて契約相手が登記簿謄本上の所有者から処分権を授与されていることその他当該処分権の根拠を証する書類があわせて必要。
- 契約書については、当該場所の所有者又はその処分権を有する者が、発電事業者に対し、当該場所を申請に係る発電事業のために排他的に利用させる義務を負っていること（当該者の裁量により発電事業者の当該場所の利用権限が無効とされ、又は撤回若しくは取り消されることがないこと）を確認できる契約であることが必要。
- 当該土地又は建物、若しくはそれぞれに係る権利が共有の場合は、共有者全員（発電事業者が共有者の一部である場合は、発電事業者を除く。）の当該発電事業の実施に係る合意が確認できる書類が必要。この場合、共有者とその持分が分かる一覧表の提出が必要。
- 認定当初に提出された「権利者の証明書」は認められない。

2. 認定に係る設備を確保していることを証する書類

次の（１）又は（２）の場合に応じて該当する証拠書類を提出すること。

（１）他社から調達する場合

発電事業者が、認定に係る設備を他社から調達する場合、次の証拠書類を提出すること。

●当該設備の調達等に係る契約書、又は注文書及び注文請書

…発電事業者と太陽電池モジュールメーカー等との契約が分かるもの。なお、当該設備の調達等に係る契約書とは、売買契約だけでなく、請負、委託等の各種契約も含まれる。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

- ▶ 注文書及び注文請書は必ず両方提出すること。
- ▶ 太陽電池モジュールメーカー等とは、太陽電池モジュールメーカーのほか、システムインテグレーターや販売施工業者など、発電事業者が事業を実施するにあたって太陽電池モジュールを調達する相手方を指す。
- ▶ 認定に係る設備の仕様と一致していることを確認するため、メーカー名、種類（「単結晶シリコン」「多結晶シリコン」「薄膜半導体」「化合物半導体」）、変換効率、型式番号、1枚あたりの発電出力、発電所名（又は納品場所）が記載されていること。
- ▶ 内示書又は見積書、仮注文書は、設備の確保を証する書類とは認められない。

（２）自社で調達する場合

発電事業者自らがモジュールメーカーであり、当該発電事業に供する設備を自社で調達する場合、次の証拠書類を提出すること。なお、法人格の異なるグループ企業からの調達は、本項には該当せず、（１）の証拠書類が必要。

●発電事業者自らがモジュールメーカーであることを証する書類

…定款などモジュールメーカーであることが客観的に分かるもの。

●自社で製造したモジュールが当該発電事業に用いられることが分かる書類

…社内の製造部門への指示があること、及び指示を受けて生産すること、生産された設備が当該発電事業に用いられることが分かるもの。

【●:必ず提出 ○:必要な場合のみ提出】

3. 再生可能エネルギー電気の供給を開始していることを証する書類

次の書類を提出すること。

- 電力供給契約書、電力供給に関するお知らせ等（発電事業者の名義と発電事業実施場所が確認できるものに限る。）

4. 電力会社への接続契約の申込みの到達から連系承諾通知の発信までの期間が180日（又は延長後の期限までの間に270日）を超えた事実を証する電力会社による証明書

次の書類を提出すること。

- 電力会社に接続の本申込みを行い、かつ連系承諾を得るまで180日（又は延長後の期限までの間に270日）超を要した事実に関する、電力会社が発行する証明書（別紙2）

全体の注意事項

- ① 申立て時点で最新の情報が表示されていること。
- ② 申立て時点の認定情報と一致していること。
- ③ 当該認定に係る全ての書類が過不足なく提出されること。例えば、場所に関する書類は、当該認定に係る場所のうち、全筆分の証拠書類が必要。
- ④ 証拠書類が汎用的でなく、認定を受けた発電に係るものであることが判別できること。例えば、当該認定に係る発電事業が包含されているかが判別できない包括的な契約書類は認められない。
- ⑤ 予約契約の場合には、発電事業者側が予約完結権を行使して当該場所又は設備の利用する権利を確保できることが確実であると認められることが必要。
- ⑥ 一定の条件が充足されて初めて、当該場所又は設備を利用する権利を取得する契約については、当該条件の成就可能性が、契約相手方の裁量的な判断に委ねられていないこと、及び明らかに成就しない条件が付されていないことが必要。
- ⑦ 各種提出資料が他の法令・制度と整合がとれていること。具体的には、農地法に基づく農地転用、森林法に基づく林地開発、都市計画法に基づく開発、自治体が定める景観条例等の許認可手続を発電事業者の責任において適切に行い、これらと整合がとれていること。
- ⑧ 各種契約又は取引に係る証拠書類には、具体的な取引対象（設備の型式番号等の仕様）、取引数量、対価（金額等）、賃借の場合は期間等、契約又は取引に重要な要素が明記されていること。
- ⑨ 各種契約又は取引に係る証拠書類の当事者が、発電事業者自身であること。仮に、当該当事者から契約上の地位を承継している場合には、有効に契約上の地位を承継していることが分かる書類（地位承継に関する契約書、相手方の承諾書を含む。）が必要。
- ⑩ 各種契約又は取引に係る証拠書類の相手方が、当該取引又は契約を交わす権限（本人であること、又は本人から必要な授權を受けていること等）を有していること。

賃 貸 証 明 書

第 号

平成 年 (年) 月 日 ()

依頼人
住 所
氏 名 A社
代表者職・氏名

証明者
住 所
氏 名 長野県 (施設管理者名) 印

長野県は、下記の土地及び建物について、依頼人に対して賃貸する用意があることを証明致します。但し、依頼人が、再生可能エネルギー特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）に基づく設備認定の取得ができない場合、電気事業者による系統連系の承諾を得ることができない場合並びに長野県の「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル 募集要領5（6）」に記載する事項に該当する場合は、この限りではありません。

なお、長野県は、本証明により賃貸義務を負うものではありません。また、本証明書を再エネ特措法に基づく設備認定申請の目的以外に使用した場合は、この証明書の効力は消滅するものとします。

本証明書によって第三者に損害を与え、当該第三者に対して賠償義務を負う場合は依頼人において損害を賠償するものとし、長野県は一切の責任を負いません。

記

【土地】

受変電設備設置場所

所	在	〇〇区〇〇町〇丁目
地	番	〇番〇
地	目	〇〇
地	積	〇〇〇〇. 〇〇平方メートル (貸出面積 m ²)

【建物】

太陽光電池モジュール等設置場所

所	在	〇〇▲丁目〇番地
家屋番号		〇〇番〇
種類		〇〇
構造		〇〇
面積		〇〇. 〇〇平方メートル (貸出面積 m ²)
添付資料		別紙[公有財産管理簿の写し<施設名>]

件名

「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾」に係る事業候補者への見積書徴取について

伺い) 標記の件について、募集要領5(6)の規定により事業候補者である A 社と協議を重ねたところ、別添のとおり最終的な事業計画書が提出されました。内容を審査したところ、県の認める条件等を満たしていると認められますので承認してよいでしょうか。

つきましては、A 社を随意契約相手方とし見積書を徴取してよいでしょうか。

御決裁の上は、第2案以下により施行してよいでしょうか。

記

1 見積徴取者

A 社(住所) 代表者職・氏名

2 提出期限

平成 年 月 日

A 社

代表者職・氏名 様

長野県施設管理者名

(公印省略)

見積書の提出について (通知)

県行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。
標記の件につきまして、見積書等の提出をお願いします。

記

1 事業名

県有施設の屋根貸し太陽光発電事業

おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト 第〇弾

2 事業内容

別添契約書案及び仕様書 (事業候補者から提出された事業計画書を添付) のとおり

3 提出書類

見積書及び行政財産貸付申請書

4 提出期限及び場所

平成 年 月 日 () 午後 時

住所:

〇〇宛

(所属)

(課長)

(担当)

電 話

F A X

メー ル

(別紙様式)

見 積 書

平成 年 月 日

長野県（施設管理者名）様

申込人

住所（所在地）

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

県有施設の屋根貸し太陽光発電事業に係る公募型プロポーザル募集要領（おひさまBU N・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾）、契約書案並びに仕様書を熟読し、承諾した上で下記のとおり見積もりします。

記

【見 積 物 件】

財産の名称：長野県（施設名称）

所 在 地：

用途	貸付箇所	貸付面積	見積価格（貸付料年額）							
			百万	十万	万	千	百	十	円	
太陽光電池モジュール等設置	〇〇施設 屋根	m ²								
	△△施設屋根	m ²								

- ※1 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積る金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
- ※2 受変電設備等設置場所の貸付料については、併せて申請いただく行政財産貸付申請書に記載された面積について、県規定により算出した額とします。
- ※3 契約額の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額及び県規定により算出した受変電設備等設置場所貸付料をたしあわせた額を決定価格とします。

(様式第213号)

行政財産貸付申請書

年 月 日

長野県(施設管理者名)様

申請人 住所

氏名

印

〔 法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

下記のとおり行政財産を貸し付けてください。

記

行政財産の名称	(施設名) 屋根及び土地	所在地	
借受希望面積、借受希望棟数、建築面積等	○○施設屋根 m^2 △△施設屋根 m^2 土地 (受変電設備設置) m^2		
使用目的	太陽光電池モジュール及び付帯設備 (受変電設備) 設置のため		
借受希望期間 (発電期間)	売電 (連系) 開始から20年間		

(添付書類) 利用計画書その他必要な書類

件名

「おひさまBUN・SUNメガソーラープロジェクト第〇弾」に係る屋根借受事業者の決定及び契約締結について

伺い) 標記の件について、事業候補者である A 社から別添のとおり見積書及び行政財産貸付申請書が提出されました。内容を審査したところ、見積額等は県の認めた事業計画書のとおりでした。

つきましては、A 社を屋根借受事業者と決定するとともに賃貸借契約を締結してよいでしょうか。

また、契約保証金を徴してよいでしょうか。

御決裁の上は、第 2 案以下により施行してよいでしょうか。

記

1 契約相手方

A 社 (住所) 代表者職・氏名

2 賃貸借期間

発電開始日 (電力会社との電力受給開始日) から 20 年間

3 契約保証金 (撤去費保証金)

金 円 (事業計画書に記載する撤去費保証金額)

4 契約締結日

契約保証金納付日

A 社

代表者職・氏名 様

長野県 (施設管理者名)

(公印省略)

賃貸借契約の締結について (通知)

平成 年 月 日 付けで見積書及び行政財産貸付申請書の提出があった、おひさま BUN・SUN メガソーラープロジェクト 第〇弾 に係る 県有施設 の屋根貸し太陽光発電事業について、下記のとおり契約したいので、別添契約書及び仕様書の内容を御確認いただき、押印の上、 月 日 (契約保証金納期限) までに 2 部返送願います。

記

- 1 契約の内容
別添契約書及び仕様書のとおり
- 2 賃貸借期間
発電開始日 (電力会社との電力受給開始日) から 20 年間
- 3 契約保証金 (撤去費保証金)
金 円
- 4 契約締結日
契約保証金納付日

担 当	()	()
電 話		
F A X		
電子メール		

県有財産貸付承諾書

(文書番号)

(借受者) 様

〇年〇月〇日

(契約締結の権限を有する者の職 囲)

〇年〇月〇日付けで申請のあった(行政・普通)財産の貸付けについては、次のとおり承諾します。

1 貸付財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産の所在地
- (2) 財産の内容
- (3) 貸付数量

2 貸付期間及び貸付料は次のとおりとする。

- (1) 貸付期間 〇年〇月〇日から〇年〇月〇日まで
- (2) 貸付料 金〇〇〇〇円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇円

(注) 「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、貸付料に108分の8を乗じて得た額である。

注 貸付料に非課税分が含まれる場合は、(注)書きの「貸付料」を「非課税分を除く貸付料」とする。

ただし、1年未満の期間にかかる貸付料の額は、別に定めるものを除き、日割計算(うるう年に係る1年の日数は365日とする。)により算定するものとする。

- (3) 貸付料は、別に発行する納入通知書により、指定期日までに納入すること。

3 貸付物件の使用上守るべき事項は次のとおりとする。

- (1) 貸付物件は、貸付期間中太陽光発電施設建設用に供しなければならない。
- (2) 貸付物件の維持保存のため通常必要とする経費を負担しなければならない。
- (3) 無断で貸付物件の原状の変更又は施設の変更をしてはならない。
- (4) 貸付物件を他に転貸してはならない。

4 次の各号の一に該当するときは、貸付の解除をすることがある。(1)又は(3)の場合、既納の貸付料は、還付しない。

- (1) 貸付条件に違反したとき。
- (2) 県において貸付物件を必要とするとき。
- (3) 暴力団員又は暴力団関係者に該当する旨の通報を警察から県が受けたとき。

5 貸付が解除されたとき、又は貸付期間が満了したときは、自己の負担で、県の指定する期日までに、貸付物件を原状に回復して返還すること。ただし、原状に回復することが適当でないとき県が認めるときは、現状のまま返還できるが、貸付物件が滅失又は損傷しているときはその損害額に相当する金額を県に支払うこと。

6 貸付が解除されたとき、又は貸付期間が満了したときは、貸付物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の必要費、その他の費用を請求することはできない。